

# 現場説明書

工事名 国立青少年教育振興機構  
国立淡路青少年交流の家 自動火災報知設備改修工事

国立青少年教育振興機構財務部施設管理課			
課長	課長補佐	施設管理課	担当

1 工事名 国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 自動火災報知設備改修工事

2 工事場所 兵庫県南あわじ市阿万塩屋町757-39 (国立淡路青少年交流の家構内)

3 完成期限 令和5年3月31日 (金曜日)

#### 4 一般事項

##### 現場説明書の適用方法

- (1) ・印で始まる事項については、○印を付した事項のみ適用する。
- (2) 文中及び表中の各欄に数字、文字、記号等を記入する事項については記入してある事項のみ適用する。
- (3) ——印又は×印で抹消した事項は全て適用しない。

#### 5 施工に関する事項

##### (1) 工事用地

範囲は監督職員と協議の上決定し、使用にあたっては「工事用地使用許可願」を監督職員に提出して、発注者等の承諾を得ること。ただし、工事用地の借料は無償とする。

##### (2) 仮設物の設置等

###### ① 仮設建物等

仮設建物等を設置するときは、「仮設物設置許可願」を監督職員に提出して発注者等の承諾を得ること。

###### ② 障害物の撤去又は移設

障害物の撤去又は移設をするときは、監督職員の指示により行うこと。

###### ③ 仮囲い等

仮囲い等を設けるときは、別図の位置に、図示の種類によること。

###### ④ 監督職員事務所

・設ける ( 号)       設けない

号	1	2	3	4	5	6
規模 (m <sup>2</sup> )	10内外	20内外	35内外	65内外	100内外	

###### ⑤ 仮設物の維持管理等

仮設物は、施工、監督及び検査に便利かつ安全な材料構造でかつ関係法規に準拠して設置するものとし、常に維持保全に注意すること。

###### ⑥ 墜落制止用器具の着用について

労働安全衛生法施行令第13条第3項第28号における墜落制止用器具の着用は、「墜落制止用器具の規格」(平成31年1月25日厚生労働省告示第11号)による墜落制止用器具(フルハーネス型墜落制止用器具、胴ベルト型墜落制止用器具及びランヤード等)とする。

###### ⑦ その他

- a) 工事期間中、近隣住民等第三者には、十分注意を払うこと。
- b) 既存施設や道路等を汚損もしくは破損したときは、速やかに監督職員と協議の上原状に復するものとする。
- c) 撤去工事における騒音、塵埃等には十分注意し、必要に応じて養生等の処置を講ずること。
- d) 工事車両等の運行にあたっては、安全対策について、監督職員と十分協議の上事故防止に努める。

(3) 工事用電力等

- ① 工事用電力、電話、給水、排水等は受注者において手続きの上設置し、その費用及び使用料は受注者の負担とする。
- ② 工事用電力
  - ・ 電力会社と協議の上引き込む                      ⊙ 構内より分岐できる
- ③ 工事用電話
  - ・ 構外より引込む。                                      ⊙ 携帯電話にて対応する
- ④ 工事用給水
  - ・ 構外より引込む。    ⊙ 構内より分岐できる。    ・ さく井する。    ・
- ⑤ 工事用電力、電話、給水の引き込み位置は別図により、排水は別図又は監督職員の指示による。
- ⑥ 工事に際して、学内の上水道、下水道施設を使用するときは「上(下)水道使用願」を監督職員に提出して、発注者等の承諾を得ること。
- ⑦ その他  
工事用電力、工事用給水を構内より分岐する場合は、受注者の負担において電力量計、量水器を設置し、料金は国立淡路青少年交流の家へ納入する。

(4) 工事写真等

① 工事写真等

工事写真等は、文部科学省が定めた「工事写真撮影要領」により撮影し、次表のものを提出すること。

区 分	大 き さ	種 類	組
敷地状況写真	<del>サービス判</del>	<del>カラー</del>	<del>1組</del>
工 事 写 真	サービス判	カ ラ ー	1 組
<del>完 成 写 真</del>	<del>サービス判</del>	<del>カラー</del>	<del>1組</del>

※ 完成写真はファイルし、表紙に工事名、工期を記入し、撮影方向等を明示した配置図、平面図を添付すること。

② その他

質疑回答書、現場説明書、特記仕様書及び設計図（発注図）のA3版2つ折り製本を3部提出すること。

(5) その他

鍵は、各組（一組は同一鍵3本）毎に鍵札（アクリル製）を付け、キープラン及び鍵リストを添えて鍵箱（鍵掛け付き）に納めて提出すること。

6 契約に関する事項

(1) 独立行政法人国立青少年教育振興機構工事請負契約基準（以下、「基準」という。）の運用

① 基準第3の規定による、

工事費内訳明細書 { ⊙ 提出する。  
・ 提出しない。

工 程 表

- 提出する。
- ・ 提出しない。

- ② ~~基準第25第1項の規定により請負代金額の変更を請求する場合は、発注者又は受注者から請求のあった日から起算して、残工事の工期が2月以上ある場合とする。~~
- ③ ~~基準第25第2項の残工事代金額を算出する根拠となる残工事量を確認する場合において、工事の工程が受注者の責により遅延していると認められる場合は遅延していると認められる工事量を残工事量に含めないものとする。~~
- ④ 基準第29第4項にいう「請負代金額」とは、損害を負担する時点における請負代金額をいう。
- ⑤ 天災、その他不可抗力による1回の損害合計額が前項にいう請負代金額の1000分の5の額（この額が20万円を越えるときは20万円）に満たないものは損害合計額とみなさないものとする。
- (2) 契約の保証について
- 落札者は、工事請負契約書案の提出とともに、次の①から⑦のいずれかの書類を提出しなければならない。
- ① 契約保証金として納付するものが、現金の場合は、保管金領収証書及び契約保証金納付書
- ア 保管金領収証書は、三菱UFJ銀行渋谷支店 に契約保証金の金額に相当する金額の現金を払い込んで交付を受けること。
- イ 保管金領収証書の宛名の欄には、独立行政法人国立青少年教育振興機構 出納責任者 山川 寿典と記載するように申し込むこと。
- ウ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。
- エ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、契約保証金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- オ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金払渡請求書を提出すること。
- ② 契約保証金の納付に代わる担保が、国債（国債に関する法律の規定により登録された国債を除く）、政府の保証のある債券、銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券、日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和23年法律第256号）第1条の規定により設立された日本国有鉄道及び日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社が発行した債券で政府の保証のある債券以外のもの、地方債及び独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める社債の場合は、政府保管有価証券払込済通知書及び契約保証金納付書
- ア 政府保管有価証券払込済通知書は、三菱UFJ銀行渋谷支店 に契約保証金の金額に相当する金額の当該有価証券を払い込んで、交付を受けること。
- イ 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、独立行政法人国立青少年教育振興機構 出納責任者 山川 寿典と記載するように申し込むこと。
- ウ 請負金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。
- エ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保管有価証券は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

- オ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。
- ③ 契約保証金の納付に代わる担保が、銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関が振り出し又は支払を保証した小切手、銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関が引き受け又は保証若しくは裏書をした手形である場合は、当該有価証券及び契約保証金納付書
- ア 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。
- イ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、当該有価証券は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- ウ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。
- ④ 契約保証金の納付に代わる担保が、銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関に対する定期預金債権の場合は、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面及び契約保証金納付書
- ア 当該債権に質権を設定し提出すること。
- イ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。
- ウ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、当該債権は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- エ 受注者は、工事完成後、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和**から当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面の返還を受けるものとする。
- ⑤ 債務不履行による損害金の支払を保証する金融機関等の保証に係る保証書及び契約保証金納付書
- ア 債務不履行による損害金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行並びに信用協同組合及び農業協同組合、水産業協同組合その他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。
- イ 保証書の宛名の欄には、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和**と記載するように申し込むこと。
- ウ 保証債務の内容は、工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。
- エ 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- オ 保証金額は、契約保証金の金額以上とすること。
- カ 保証期間は、工期を含むものとする。
- キ 保証債務履行請求の有効期間は、保証期間経過後6カ月以上確保されるものとする。
- ク 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の

取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。

ケ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、金融機関等から支払われた保証金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

コ 受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、工事完成後、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和**から保証書（変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還すること。

⑥ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

ア 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に保険金を支払うことを約する保険である。

イ 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。

ウ 保険証券の宛名の欄には、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和**と記載するように申し込むこと。

エ 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

オ 保険金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。

カ 保険期間は、工期を含むものとする。

キ 請負代金額の変更により保険金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。

ク 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保険会社から支払われた保険金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

⑦ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

ア 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。

イ 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和**と記載するように申し込むこと。

ウ 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

エ 保証金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。

オ 保証期間は、工期を含むものとする。

カ 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。

キ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保険会社から支払われた保証金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(3) 工事請負代金債権の債権譲渡

この工事の受注者は、下請セーフティーネット債務保証事業又は地域建築業経営強化融資制度のいずれかに係る融資を受けることを目的として、工事請負代金債権の債権譲渡を申し出ることができるものとする。

(4) 下請契約の締結

受注者は、下請負人を使用する場合は、「建設工事標準下請契約約款」（昭和52年4月26日中央建設業審議会決定）に準拠した適切な下請契約を締結すること。また、「建設業法令遵守ガイドライン（第5版）-元請負人と下請負人の関係に係る留意点-」（平成29年3月国土交通省土地・建設産業局建設業課）により適切な取引をすること。

(5) 建設産業における生産システム合理化指針の遵守等について

工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システム合理化指針について」（平成3年2月5日付け建設省経構発第2号の3建設省建設経済局長通知）において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、建設労働者の雇用条件等の改善等に努めること。また、下請代金の支払については発注者から受取った前払金の下請建設業者に対する均てん、下請代金における現金比率の改善、手形期間の短縮等その適正化について特段の配慮をすること。

(6) 監督職員の権限

基準第9第2項第1号から第3号に示す範囲とする。

(7) 請負代金の支払

請負代金（前払金及び~~中間前払金~~を含む）は、受注者からの適法な支払請求書に応じて独立行政法人国立青少年教育振興機構財務部財務課から2回以内に支払うものとする。

(8) 請負代金の前払い

公共工事の前払金保証事業会社と保険契約を締結し、当該保証証書を添えて工事請負代金額の「10分の4」以内の額の前払金を請求することが出来る。~~また、前払金の支払を受けた後、公共工事の前払金保証事業会社と保険契約を締結し、当該保証証書を添えて工事請負代金額の「10分の2」以内の額の中間前払金を請求することができる。~~

(9) 工事関係保険の締結

この工事の受注者は、速やかに、次の付保条件により、組立保険契約（共済その他これに準じる機能を有するものを含む。）締結すること。

① 保険対象

工事請負契約の対象となっている工事全体とすること。

② 保険契約者

受注者とすること。

③ 被保険者

発注者並びに受注者及びそのすべての下請負人（リース仮設材を使用する場合には、リース業者を含む。）とすること。

④ 保険金額

請負代金額と同額とすること。ただし、支給材料又は貸与品の価額が算入されていないときはその新調達価額を加算し、保険の目的に含まれない工事の費用（解体撤去工事費、用地費、補償費等をいう。）が算入されているときはその金額を控除すること。

⑤ 保険金支払額の控除額（免責額）

請負代金額の1000分の5の額（この額が20万円を超えるときは20万円）未満とすること。

⑥ 保険金請求者

受注者とすること。

⑦ 保険期間

工事着手の日から工事目的物の完成引渡しの日までの期間とすること。

⑧ 特約条項

~~ア 同一発注者による同一工事場内における分離発注工事の隣接工区受注者相互間の求償権不行使特約を付帯すること。~~

~~イ 水災危険担保特約を付帯すること。~~

ウ 次の付保条件により、損害賠償責任担保特約を付帯（請負業者賠償責任保険その他これに準じる機能を有するものを付保することを含む。）すること。

（ア）対人賠償保険金額は、1名につき1億円以上かつ1事故につき10億円以上とすること。

（イ）対物賠償保険金額は、1事故につき1億円以上とすること。

（ウ）発注者受注者相互間の交差責任担保特約を付帯すること。

~~（エ）分離発注工事の隣接工区に対する賠償責任担保特約を付帯すること。~~

⑨ その他

ア ここで示す付保条件は、工事関係保険として最低限必要と思われる付保条件であり、受注者が受注者の判断でこれ以上の付保条件で工事関係保険を付保することを妨げるものでない。ただし、当該付保条件についても発注者が指示したものとみなす。

~~イ 建物の建築工事の受注者は、分離発注される当該建物の付帯設備工事の受注者と協議の上、建築工事の受注者が保険契約者となり、付帯設備工事の受注者を被保険者に加え、一括して建設工事保険契約を締結することも可能である。~~

ウ 受注者が工事関係保険契約を締結したときは、遅滞なく、その保険証券を発注者に提示すること。ただし、総括契約方式による付保の場合は、保険会社の引受証明を発注者に提示すること。

エ 工事関係保険契約締結後に設計変更等により工事期間又は請負代金額に変更を生じた場合などには、速やかに、付保条件について変更の手続をとること。

## 7 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 独立行政法人国立青少年教育振興機構が発注する建設工事（以下「発注工事」という）において、暴力団員、暴力団員準構成員又は暴力団関係業者（以下「暴力団員等」という）による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合には、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- (3) 発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合には、発注者と協議を行うこと。

## 8 その他

### (1) 工事実績情報サービス（CORINS）への登録

この工事の受注者は、工事契約内容及び施工内容について契約締結後10日以内に、登録内容に変更があったときは登録内容に変更が生じた日から10日以内に、完成引渡しについて完成引渡し後10日以内にそれぞれの情報を財団法人日本建設情報総合センターの工事実績情報サービス（CORINS）への登録すること。

### (2) 公共事業労務費調査への協力

毎年定期的実施される公共事業労務費調査への協力を依頼することがあるので、労働基準法第108条による賃金台帳を整備しておくこと。

なお、賃金台帳の整備にあたっては、全国建設業協会刊「建設現場の賃金管理の手引き」によること。

### (3) 建設業退職金共済制度について

- ① 建設業退職金共済組合に加入するとともに、その建設業退職金共済制度の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。
- ② 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。
- ③ 掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内（電子申請方式による場合にあっては、工事請負契約締結後原則40日以内）に、発注者に提出すること。

### ~~(4) 工事成績評定について~~

~~この工事は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（令和元年10月18日閣議決定）に基づき、文部科学省が定めた工事成績評定要領（平成20年1月17日付け19文科施第370号）による工事成績評定の対象工事である。~~

### ~~(5) ワンデーレスポンスの実施について~~

~~本工事はワンデーレスポンスの実施対象工事である。~~

- ④ ~~ワンデーレスポンスとは、発注者からの質問、協議に対して、発注者は、基本的に「その日のうちに」回答するよう対応することである。なお、即日回答が困難な場合に、いつま~~



~~でに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうちに」することを含むものとする。~~

~~② 受注者は、実施工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議を行うこと。~~

~~③ 受注者は、工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。~~

~~(6) 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間について~~

~~① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員と協議の上定める。~~

~~② 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。~~

~~(7) 現場代理人の工事現場における常駐の緩和について~~

~~① 基準第10第3項に規定する現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないとは、以下のものとする。~~

~~ア 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。）。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員と協議の上、定める。~~

~~イ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、発注者に通知した日とする。~~

~~ウ 工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。~~

~~エ 工事現場において作業等が行われていない期間。~~

~~② 基準第10第3項に規定する発注者との連絡体制が確保されるとは、発注者又は監督職員と携帯電話等で常に連絡が取られること、かつ、発注者又は監督職員が求めたときは、工事現場に速やかに向かう等の対応が取られることとする。~~

~~③ その他請負契約の締結後、監督職員と協議の上、現場代理人の工事現場における常駐を要しない期間を定める。~~

~~(8) 建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者及び監理技術者補佐の工事における取扱いについて~~

~~本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を認めない。~~

~~① 本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特定監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下のア～クの要件を全て満たさなければならない。~~

~~ア 建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。~~

~~イ 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定品目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。~~

~~ウ 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。~~

~~エ 同一の特定監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される~~

~~場合に限る)については、これら複数の工事を一の工事とみなす)~~

- ~~オ 特例監理技術者が兼務できる工事は〇〇地域内(例: 〇〇市、〇〇市及び〇〇町)の工事でなければならない。~~
- ~~カ 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立合等の職務を適正に遂行しなければならない。~~
- ~~キ 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。~~
- ~~ク 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。~~

~~② 本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務する事となる場合、前項ア～クの事項について確認できる書類を提出すること。~~

~~③ 本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ(CORINS)への登録を行うこと。~~

~~(9) 特別重点調査を受けた者との契約について~~

~~「低入札価格調査対象工事に係る特別重点調査の試行について」(平成21年3月31日大臣官房文教施設企画部長通知)に基づく特別重点調査を受けた者との契約については、その契約の保証については請負代金の10分の3以上とし、前払金の割合については、請負代金額の10分の2以内とする。ただし、工事が進捗した場合の中間前払金及び部分払の請求を妨げるものではない。~~

(10) 引渡し後点検について

受注者は、完成引渡し後1年経過を目途に、施設の不具合の有無等について点検を行うものとする。

(11) 設計図書の取扱い

本工事の設計図書の取扱いは以下によるものとする。

- ① 図書の取扱い、保管は、善良なる管理者の注意義務を負うことに同意すること。
- ② 目的以外の使用は禁止とすること。
- ③ 図書を複写する場合、その部数は必要最低限とし、複写した図書は用済み後責任を持って確実に処分すること。

(12) デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入及び工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事で受注者がデジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得た上でデジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事(以下、「対象工事」という。)とすることができる。対象工事では、以下の①から③の全てを実施することとする。

なお、本項に規定していない事項は「工事写真撮影要領(文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官)」に準ずる。

① 必要な機器・ソフトウェア等の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等(以下、「使用機器」という。)については、「工事写真撮影要領(文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官)」の「2.1.2 形状、寸法、仕様等の確認方法2.」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認機能(改ざん検知機能)は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL

「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、対象工事での使用機器について提示するものとする。

② デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、「工事写真

撮影要領（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官）」の「2.1.2形状、寸法、仕様等の確認方法 2.」による。

なお、対象工事において、「小黑板情報電子化」と「小黑板を被写体に添えての撮影（従来の方法）」を併用することは差し支えない（例えば、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、使用機器の利用が困難な工種が想定される）。

③ 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、②に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」という。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL ([http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index\\_digital.html](http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html)) のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

# 独立行政法人国立青少年教育振興機構

## 国立淡路青少年交流の家 自動火災報知設備改修工事

図面リスト			
図面番号	図面名称	図面番号	図面名称
E-01	表紙・図面リスト	E-20	自動火災報知設備 艇庫 平面図
特-01	電気設備工事特記仕様書(1)	E-21	自動火災報知設備 工芸教室 平面図
特-02	電気設備工事特記仕様書(2)	E-22	構内通信線路
E-02	案内図・配置図		
E-03	自動火災報知設備仕様書		
E-04	自動火災報知設備機器姿図		
E-05	自動火災報知設備全体系統図(改修後)		
E-06	自動火災報知設備全体系統図(改修前)		
E-07	自動火災報知設備 本館 地階・1階平面図		
E-08	自動火災報知設備 本館 2階・3階平面図		
E-09	自動火災報知設備 講堂・食堂棟 地階・1階平面図		
E-10	自動火災報知設備 講堂・食堂棟 2階・3階平面図		
E-11	自動火災報知設備 講堂・食堂棟 R1階・R2階平面図		
E-12	自動火災報知設備 談話棟 1階・2階平面図		
E-13	自動火災報知設備 宿泊棟(A) 地階～2階平面図		
E-14	自動火災報知設備 宿泊棟(B) 地階～2階平面図		
E-15	自動火災報知設備 講師棟 平面図		
E-16	自動火災報知設備 体育館 1階平面図		
E-17	自動火災報知設備 体育館 2階平面図		
E-18	自動火災報知設備 浴室棟 1階・2階平面図		
E-19	自動火災報知設備 日浴室棟 平面図		

設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 自動火災報知設備等改修設計業務 受託者 <b>株式会社 富山設備設計</b> <small>tomiya architect &amp; engineer and associates inc.</small> <small>一級建築士事務所 登録番号 香川県知事登録 第2515号</small>	設計者 富山誠在 <small>設備設計一級建築士 大臣登録 第5802号</small> <small>一級建築士 大臣登録 第376197号</small>	独立行政法人国立青少年教育振興機構 <small>施設管理課長 施設管理課長補佐 施設管理課 担当</small>	工事名称 国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 自動火災報知設備改修工事 図面名称 表紙・図面リスト	縮尺 N/S 令和4年度	図面番号 E-01
--	--	--	--	-----------------	-----------



項目	特記事項	項目	特記事項	項目	特記事項																																				
●耐震措置	設備機器の固定は、次によるほか、「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」(独立行政法人建築研究所監修)による。 (1)設計用水平地震力 機器の重量[kN]に、設計用標準水平震度を乗じたものとする。 なお、特記なき場合は、設計用標準水平震度は、次による。  設計用標準水平震度 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機器種別</th> <th colspan="2">○特定の施設</th> <th colspan="2">●一般の施設</th> </tr> <tr> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上層階</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>厚上及び格屋</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>中間階</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>地階・1階</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> <td>0.6</td> <td>0.4</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>上層階とは2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階とする。</li> <li>中間階とは地階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの。</li> <li>水槽類には燃料小出槽を含む。</li> <li>重要機器は次のものを示す。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○配電盤 ○発電装置(防災用) ○直流電源装置</li> <li>○交流無停電電源装置 ○交換機 ●自動火災報知受信機</li> <li>○中央監視装置 ○ ○</li> </ul> </li> </ul> (2)設計用鉛直地震力 設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。	機器種別	○特定の施設		●一般の施設		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階	2.0	1.5	1.5	1.0	厚上及び格屋	2.0	2.0	2.0	1.5	中間階	1.5	1.0	1.0	0.6	地階・1階	1.0	0.6	0.6	0.4	○電線・ケーブル等の規格 電線・ケーブル等の規格、記号で公共仕様書に定める以外のものは下記による。 呼称 規格 記号  ○電線保護物類の規格 (第2編1.2.1～10) (第6編1.2.1～3)  ○ケーブルの端未処理等 (第2編2.1.1) (第2編2.1.2)  ○電線の色別 (第2編2.1.3) (第3編1.1.4) (第2編2.1.4)  ○非常照明装置の照度測定箇所 (第2編2.18.2) (第2編2.20.2)	○特殊場所 <第2編2.1.1～9>  特殊場所は下記による。 特殊場所の内容 適用する場所 危険場所の種別 危険物の種類 <ul style="list-style-type: none"> <li>○湿気の多い場所</li> <li>○気密性を要する場所</li> <li>○ガス蒸気危険場所</li> <li>○粉じん危険場所</li> <li>○危険物等貯蔵場所</li> <li>○腐食性ガスのある場所</li> <li>○壊害を受けるおそれのある場所</li> <li>○壊害を受けるおそれのある場所</li> </ul>									
機器種別	○特定の施設		●一般の施設																																						
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																					
上層階	2.0	1.5	1.5	1.0																																					
厚上及び格屋	2.0	2.0	2.0	1.5																																					
中間階	1.5	1.0	1.0	0.6																																					
地階・1階	1.0	0.6	0.6	0.4																																					
●金属管の塗装及び仕上げ (第1編2.7.1) (第1編2.8.1)	次の露出配管は、塗装を行う。 ○屋内( ) ●屋外( JIS K 5516 2回塗り ) ○屋外に敷設する露出配管で溶融亜鉛メッキ仕上げを使用する場合は付着量300g/㎡以上とする。	ケーブルの端未処理で、端未処理材を用いて処理する場所は下記による。 施工箇所及びケーブル種別 摘要  ケーブルの分岐処理で、分岐処理材を用いて処理する場所は下記による。 種別 レジンモールド加工 モールド加工(工場加工) 施工箇所及びケーブル種別  配線及び主回路の導体の色別は、次による。 ○標準仕様書による。 ○配線及び主回路の導体の色別は、下記による。 電気方式 第1相 第2相 第3相 中性相 <table border="1"> <thead> <tr> <th>電圧</th> <th>電気方式</th> <th>第1相</th> <th>第2相</th> <th>第3相</th> <th>中性相</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">高圧</td> <td>三相3線式</td> <td>赤</td> <td>白</td> <td>青</td> <td></td> </tr> <tr> <td>三相3線式</td> <td>赤</td> <td>接地側 白</td> <td>黒</td> <td></td> </tr> <tr> <td>三相4線式</td> <td>赤</td> <td>青</td> <td>黒</td> <td>白</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">低圧</td> <td>単相2線式</td> <td>赤(青)</td> <td>接地側 白</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>単相3線式</td> <td>赤</td> <td>青</td> <td></td> <td>白</td> </tr> <tr> <td>直流2線式</td> <td>青</td> <td>白</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> (1)分岐回路の色別 分岐前の色別による。 (2)発電回路の第2相 接地側の電線の色は黄色とする(無停電回路含む) (3)切替回路の2次側 規定しない。 (4)漏電遮断器回路の接地 専用接地極とした時の接地線は、監督職員と協議し、一般接地線と色別を区別する。 共通事項 配線(1)～(4)による。 分電盤類 左右・上下及び遠近の別は、ア)左右の別は、左からとする。イ)上下の別は、上からとし、直流2線式は、下からとする。ウ)遠近の別は、近いほうからとし、直流2線式は、遠いほうからとする。	電圧	電気方式	第1相	第2相	第3相	中性相	高圧	三相3線式	赤	白	青		三相3線式	赤	接地側 白	黒		三相4線式	赤	青	黒	白	低圧	単相2線式	赤(青)	接地側 白			単相3線式	赤	青		白	直流2線式	青	白			○接地端子箱 地上、床下 500  ○給油口ボックス 地上～給油口 1,000  ○端子箱(室内) 床下～下端 300 ○集合保安器箱 天井下～上端 200 ○壁付電話機(一般) 床下～中心 1,300  ○壁掛形親時計 床下～中心 (上層1,900以下) ○子時計 床下～中心 天井高×0.9 ○壁付アッテネータ 床下～中心 1,300  ○受信機・副受信機 床下～操作部 800～1,500 ○機器収容箱 床下～操作部 800～1,500 ○発信機 床下～中心 800～1,500 ○警報ベル 床下～中心 2,300 ○表示灯 床下～中心 2,100 ○ガス検知器(都市ガス用) 天井面～中心 (天井高×0.9) ○ガス検知器(液化石油ガス) 床下～上端 300  ○接地極埋設機 地上～中心 600
電圧	電気方式	第1相	第2相	第3相	中性相																																				
高圧	三相3線式	赤	白	青																																					
	三相3線式	赤	接地側 白	黒																																					
	三相4線式	赤	青	黒	白																																				
低圧	単相2線式	赤(青)	接地側 白																																						
	単相3線式	赤	青		白																																				
	直流2線式	青	白																																						
○電気工事です 最大電力500[kW]以上の場合においても、電気工事法(昭和35年法律第139号)に基づく有資格者により施工を行う。	○穿孔機を使用し、既存躯体に穿孔する場合は、金属探知により電源供給が停止できる付属装置等を用いて施工すること。 ●はつり工事及び穿孔作業を行う場合は、下記による。 ● 走査式埋設物調査  ○放射線透過検査	○既存躯体への穿孔 (第1編2.11.1～5)	○仮設備工事 (第1編2.14.1～3)	○フラッシュプレート フラッシュプレートは、図面に特記なき場合、(○金製(ステンレス、新金属を含む) ○樹脂製 )とする。	○機器取付高さ 図面に特記なき場合は、表-1「機器標準取付高さ」による。	○接地極 図面に特記なき場合は、表-2「接地極一覧表」による。	○他工事又は他工種との取り合い	図面に特記なき場合は、工事区分表による。																																	

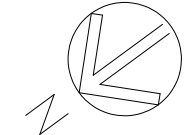
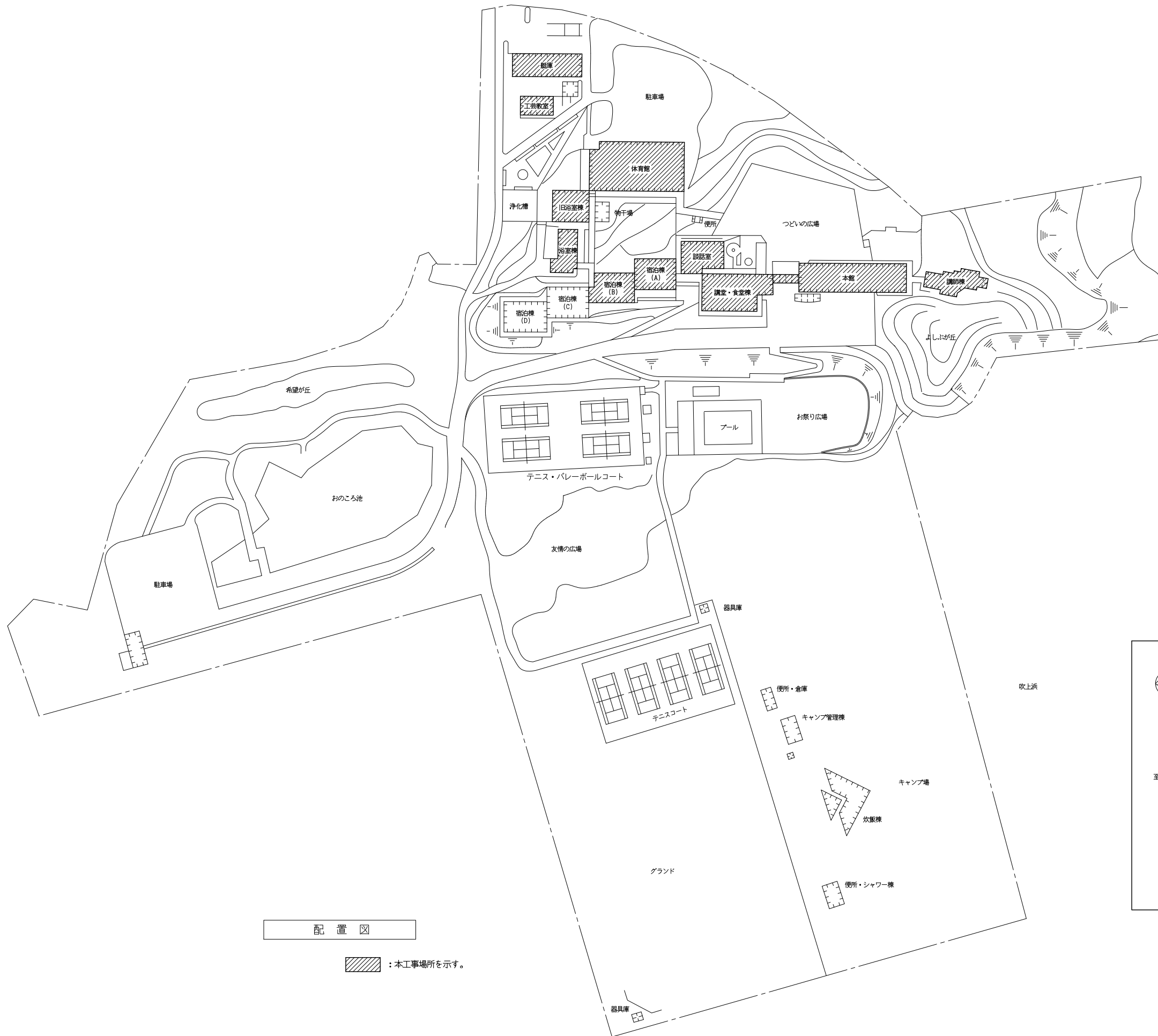
表-1 機器標準取付高さ


名称	測点	取付高(mm)	名称	測点	取付高(mm)
種別計器	地上～窓中心	1,800～2,000	情報・出湯表示盤	床下～中心	天井高×0.9
壁付分電盤	地上～中心	1,800～2,200	壁付発信機	床下～中心	1,300
分電盤	床下～中心	1,500 (上層1,900以下)	ベル・ブザー・チャイム	床下～中心	2,300
			壁付押しボタン(一般)	床下～中心	1,300
スイッチ	床下～中心	1,300			
スイッチ(多機能トイ)	床下～中心	1,100			
コンセント(一般)	床下～中心	300	外部受付用インターホン(子機)		標準区による
コンセント(和室)	床下～中心	150	壁付インターホン(上記以外)	床下～中心	1,300
コンセント(台上)	床下～中心	150～200	壁付叫出ボタン(多機能トイ)	床下～中心	900(400)
コンセント(車椅子用)	床下～中心	900	障害者用インターホン(子機)	床下～中心	1,000～1,100
ブラケット(一般)	床下～中心	2,100～2,300			
ブラケット(障子)	床下～中心	2,000～2,500			
ブラケット(鏡上)	鏡上端～中心	150			
壁掛形御座	床下～中心	1,500 (上層1,900以下)			
閉路器箱	床下～中心	1,500	機器収容箱	天井下～上端	200
制御用スイッチ	床下～中心	1,300	テレビ端子・直列ユニット(一般)	床下～中心	300
試験用接続端子箱	床下～下端	800	テレビ端子・直列ユニット(和室)	床下～中心	150
接地端子箱	地上、床下～中心	500			
給油口ボックス	地上～給油口	1,000	受信機・副受信機 連動制御器	床下～操作部	800～1,500
端子箱(室内)	床下～下端	300	機器収容箱	床下～操作部	800～1,500
集合保安器箱	天井下～上端	200	発信機	床下～中心	800～1,500
壁付電話機(一般)	床下～中心	1,300	警報ベル	床下～中心	2,300
			表示灯	床下～中心	2,100
			ガス検知器(都市ガス用)	天井面～中心	天井高×0.9 (壁付の場合)
			ガス検知器(液化石油ガス)	床下～上端	300
壁掛形親時計	床下～中心	1,500 (上層1,900以下)			
子時計	床下～中心	天井高×0.9			
壁付アッテネータ	床下～中心	1,300	接地極埋設機	地上～中心	600

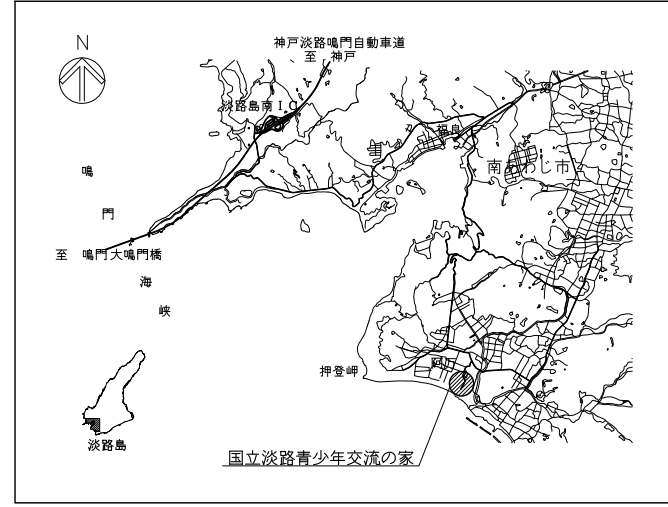
表-2 接地極一覧表

接地の種類	記号	接地抵抗	接地極の規格・数量
○共同接地	EA・D	10Ω以下	EB(D=14, L=1,500×dW=40, L=1,200)×3相-1根
○共同接地	EA・C・D	10Ω以下	EB(D=14, L=1,500×dW=40, L=1,200)×3相-1根
○A種	EA	10Ω以下	EB(D=14, L=1,500×dW=40, L=1,200)×3相-1根
○B種	EB	10Ω以下	EB(D=14, L=1,500×dW=40, L=1,200)×3相-1根
○C種	EC	10Ω以下	EB(D=14, L=1,500×dW=40, L=1,200)×3相-1根
○D種	ED	100Ω以下	EB(D=10, L=1,000×dW=30, L=900)×1
○漏電遮断器回路用	EBLCB	100Ω以下	EB(D=10, L=1,000×dW=30, L=900)×1
○高圧避雷器用	ELH	10Ω以下	EB(D=14, L=1,500×dW=40, L=1,200)×3相-1根
○交換装置用	Et	10Ω以下	EB(D=14, L=1,500×dW=40, L=1,200)×3相-1根
○通信用(100Ω)	EA t	10Ω以下	EB(D=14, L=1,500×dW=40, L=1,200)×3相-1根
○通信用(100Ω)	ED t	100Ω以下	EB(D=10, L=1,000×dW=30, L=900)×1
○電話引込口の保安器	EL t	100Ω以下	EB(D=10, L=1,000×dW=30, L=900)×1
○測定用	Et	100Ω以下	EB(D=10, L=1,000×dW=30, L=900)×1

設計業務名	国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 自動火災報知設備等改修設計業務	独立行政法人国立青少年教育振興機構			工事名称	国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 自動火災報知設備改修工事	縮尺	N/S	図面番号	特-02
受託者	株式会社 富山設備設計 toyiyama architect & engineer and associates inc. 一級建築士事務所 登録番号 香川県知事登録 第2515号	設計者	富山誠任 設備設計一級建築士 大臣登録 第5802号 一級建築士 大臣登録 第376197号	施設管理課長	施設管理課長補佐	施設管理課	担当	図面名称	電気設備工事特記仕様書(2)	



配置図  
 : 本工事場所を示す。



案内図

設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 自動火災報知設備等改修設計業務 受託者 <b>株式会社 富山設備設計</b> tomiyama architect & engineer and associates inc. 一級建築士事務所 登録番号 香川県知事登録 第2515号	設計者 富山誠任 設備設計一級建築士 大臣登録 第5802号 一級建築士 大臣登録 第376197号	独立行政法人国立青少年教育振興機構 施設管理課長 施設管理課長補佐 施設管理課 担当				工事名称 国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 自動火災報知設備改修工事 図面名称 案内図・配置図	縮尺 A1: 1/1000 A3: 1/2000 令和4年度	図面番号 E-02
		国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 自動火災報知設備等改修設計業務		施設管理課長 施設管理課長補佐 施設管理課 担当				

自動火災報知設備仕様書

1	複合受信機	
1)	種別	複合GR型受信機 蓄積式 集中方式 自動試験機付付 アナログ式
2)	形式	自立型
3)	主電源	AC100V予備電源内蔵
4)	容量	GR型 2系統 1020回線 (510アドレス)
5)	表示方式	
a)	LED表示部	・システム状態灯 ・システム故障灯
b)	カラー液晶表示部 (19インチ縦型 カラータッチパネル)	・火災代表灯、ガス代表灯、システム状態灯 他 ・漢字、カナ、英数字メッセージ ・警報表示、故障表示 他
c)	付属LED諸表示部	10点
6)	主音響方式	電子ブザー、スピーカ音声合成警報 (30種)
7)	操作方式	カラー液晶表示部タッチパネル、押知スイッチ 他
8)	記録方式	内装漢字プリンター印字、内部メモリー (2000件) 自動試験結果履歴 (30件)
9)	通話方式	ジャック式 保守用
10)	機能	
a)	「かんたん復旧」機能	・音響停止、運動停止、遠隔復帰 (対応端末のみ) など システム復旧に必要な操作をガイドする
b)	誤制御ロック機能	・設定により設備損傷等を伴う誤制御の防止を自動的に行う
c)	イベントデータ管理機能	・各種警報、操作履歴、自動試験結果の呼び出し表示及び印字
d)	画面消灯機能	・正常時自動画面消灯、省エネ機能
e)	自己診断試験機能 (手動の自動試験)	・感知器試験、電池試験、観客データチェック 試験終了後、液晶画面にて試験結果を表示
f)	感知器汚れ検出機能	・自動試験時に汚れ判定を実施 ・感度・蓄積時間変更機能 ・感知器等の感度及び蓄積時間を個別変更
g)	感度・蓄積時間変更機能	
h)	ブロック感度切替機能	・各ブロックの月～日の曜日毎に、24時間中の最小1時間毎 に通常感度/特別感度への切替スケジュール設定が可能
1)	対応ガイダンス表示機能	・液晶画面の警報画面にて、火災/非火災時の対応 ガイドウィンドウを表示 ・液晶画面の異常/故障画面にて、異常/故障内容等の対応 ガイドウィンドウを表示
J)	訓練機能	・火災シミュレーション (火災/非火災時) とるべく行動を 質問形式で学習
k)	トレンドグラフ表示機能	・全てのアナログ感知器を任意に選択し表示 過去5分間/24時間/30日間の期間履歴を切り替えて表示
1)	操作中スイッチ表示機能	・液晶表示画面の操作中スイッチリストに定位しないSWを表示
m)	防排煙一括復帰制御機能	・作動中の復帰付端末のみを抽出し、復帰制御が可能 それらを全選択しての一括復帰制御も可能
n)	フレックスオートシステム2	・専用中継器の接続によりゾーン警戒区域単位で感知器の 自動試験を行い感知器増減の際もデータ変更作業は不要とする
o)	受信機間ネットワーク機能	・複数のR型受信機間及び防災表示装置で情報共有化
p)	データエクスポート機能	・USBメモリを接続することでアナログ情報 (濃濃度/温度) イベント履歴データの外部取り出しを行う
q)	棟別火災管理機能 (最大8棟まで)	・火災確定報、発信機入力等の火災管理を棟別に行い地区音響 装置 (電鈴または非常放送設備) の制御 (再鳴動、拡大鳴動) を最適に行う
11)	信号入出力	
a)	接点	
・	固定出力 (無電圧α接点)	6点
・	火災代表/作動代表/故障代表/火災確定/ 消火栓始動1/消火栓始動2	4点
・	固定入力 (無電圧α接点)	4点
・	非常放送中/ヒューズ断線/消火栓始動1/ 消火栓始動2	80点
・	汎用出力 (無電圧α接点)	3点
b)	通信	
・	副受信機/入出力基板用 (RS485)	1ch
・	防災ディスプレイ/ネットワーク用 ( )	1ch Ethernet

註記

1	複合盤は自立型とし、仕様は下記とする。
	受信機部 4箱×2窓 (7セグメントLEDおよびLCD) 防災連動制御部 4箱×2窓 (7セグメントLEDおよびLCD) ガス漏れ受信機部 4箱×2窓 (7セグメントLEDおよびLCD) 警報メッセージ表示部 漢字、仮名、英数字 20文字×15桁 バックライト付きLCD メンテナンス表示 漢字プリンター内蔵 アナログ式感知器接続可能とする。 自動試験機能付
2	非常放送設備連動用として、火災信号を複合盤から、下記点数を移行する。 (スイッチ付、無電圧α接点) ・階別火災信号 38L ・火災確定信号 1L
3	副受信機は壁掛型とし、バックライト付LCDとする。電源はDC24Vとし、複合受信機より供給する。
4	中継器盤の点数は、中継器盤点数表とする。
	※・本館に限り廊下(1)を含む。 ・講堂・食堂に該当及び廊下(2)を含む。

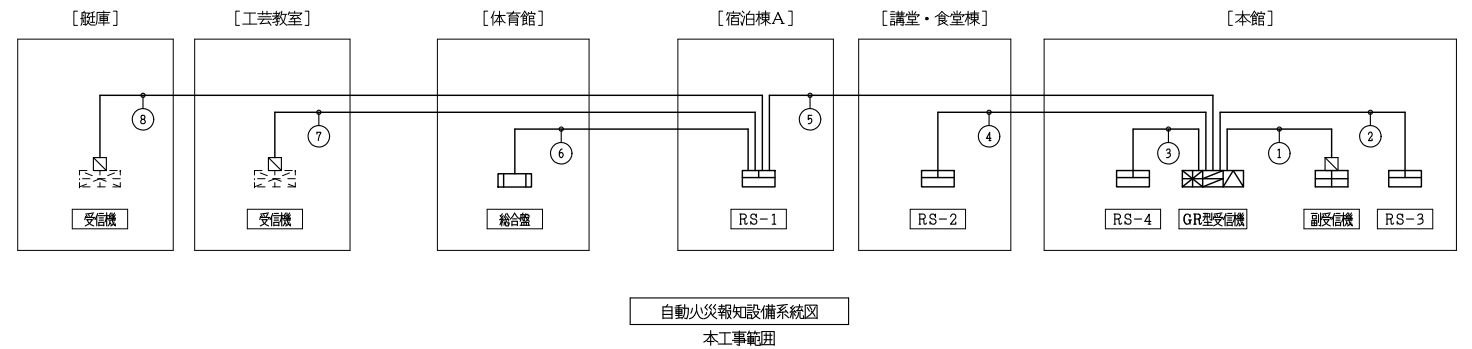
凡 例		考	
☒	複合受信機	自動火災報知設備仕様書参照	
☒	受信機	註記・機器構成表参照	
☒	副受信機	註記・機器構成表参照	
☒	中継器盤	註記・機器構成表参照	
☒	各階表示器	既設済用	
☒	総合盤	屋内消火栓型以て ② 取付 本工事では給食盤の躯体は採用とする。	
Ⓧ	発信機		
Ⓧ	表示灯	LED	
☒	耐雷基盤収容箱	ラックボックスに耐雷基盤B×1個収容	
☒	中継器収納箱	1回線規格採用 1個収容	
Ⓧ	煙感知器	光電式 2種 電出型	
Ⓧ	煙感知器	光電式 3種 電出型 防排煙連動用	
○	スポット型感知器	差動式 2種 電出型	
○	スポット型感知器	定温式 特種 電出型	
Ⓧ	スポット型感知器	定温式 1種 電出防木型	
Ⓧ	煙感知器	光電式 2種 電出型 アナログ式 自動試験機能付	
Ⓧ	煙感知器	光電式 3種 電出型 防排煙連動用 アナログ式 自動試験機能付	
○	スポット型感知器	差動式 2種 電出型 アナログ式 自動試験機能付	
○	スポット型感知器	定温式 特種 電出型 アナログ式 自動試験機能付	
Ⓧ	スポット型感知器	定温式 1種 電出防木型 アナログ式 自動試験機能付	
---	配管配線	天井内蔵がし	
---	配管配線	露出	
---	ケーブル配線	屋外地中埋設	
---	配管配線	立上がり・兼通し・引下げ	
○	ジョイントボックス		
Ⓧ	アルボックス		
Ⓧ	ハンドホール		
○	警戒区域番号	自働用	
◇	感知器番号	防排煙連動用	
◇	制御番号	防火戸用	
◇	制御番号	防火シャッター用	

※ 各機器はニッパン側とする。

		中継器盤点数表 (参考)										各階表示器	
中継器盤	棟	階	自火報			機代表	ガス漏れ	電鈴	防火戸	防火シャッター	諸表示	防排煙	各階表示器
			アナログ	ゾン	3種								
RS-1 (宿泊棟 A棟 B1F)	A館泊棟	B1	1	1	1					1		8	
		1	14	1	1				1				
		2	19	1	1				1				
	B館泊棟	B1	2	1	1					1		8	
		1	14	1	1				1				
		2	20	1	1				1				
	C館泊棟	B1	1	1	1					1		7	
		1	13	1	1				1				
		2	14	1	1				1				
	D館泊棟	B1	1	14	1	1				1		4	
		2	14	1	1				1				
		浴場	1	1									
体育館	1	1									3		
	2	2	1					1					
	工業教室					1							
RS-2 (食堂棟 1F)	講堂・食堂	B1										17	
		1	1	2				2	10				
		2	4	4		4	4						
	小計	PH1	1										
		PH2	2										
		小計	0	17	11	0	4	0	8	2	10	17	
	RS-3 (本館棟 1F)	講堂・食堂	B1	1	1								9
			1	2	3				2	1			
			2	2	3				3				
		小計	PH1	3	4	2				2			
			PH2	2									
			小計	0	13	8	0	0	0	7	1	0	9
RS-4 (本館棟 1F)	小計	1									20		
											20		
合計		126	47	31	2	4	2	26	4	30	50		

機器構成表		
	中継器	耐雷基盤
複合受信機 (本館 1F)	火災中継器 (4回線用): 1個 防排煙中継器 (6回線用): 1個	耐雷基盤B: 4個 耐雷基盤B: 1個
受信機 (本館 1F)		耐雷基盤収容箱取付 (耐雷基盤B: 1個収容)
受信機 (工業教室 1F)		耐雷基盤収容箱取付 (耐雷基盤B: 1個収容)
副受信機 (本館 1F)		耐雷基盤収容箱取付 (耐雷基盤B: 1個収容)
副受信機 (廊下(A) 1F)		耐雷基盤収容箱取付 (耐雷基盤B: 1個収容)
中継器盤 RS-1 (本館 1F)	火災中継器 (4回線用): 12個 防排煙中継器 (6回線用): 4個	耐雷基盤B: 2個
中継器盤 RS-2 (本館 1F)	火災中継器 (4回線用): 11個 防排煙中継器 (6回線用): 7個	耐雷基盤B: 2個
中継器盤 RS-3 (本館 1F)	火災中継器 (4回線用): 5個 防排煙中継器 (6回線用): 5個	耐雷基盤B: 2個
中継器盤 RS-4 (本館 1F)	防排煙中継器 (6回線用): 2個	耐雷基盤B: 2個

①	EM-HP1. 2-3P EM-HPS1. 2-2P	GR受信機-副受信機 GR受信機-副受信機
②	EM-HP1. 2-10P EM-HPS1. 2-1P	GR受信機-RS-3 GR受信機-RS-3
③	EM-HP1. 2-10P EM-HPS1. 2-1P	GR受信機-RS-4 GR受信機-RS-4
④	EM-HP1. 2-10P EM-HPS1. 2-1P	GR受信機-RS-2 GR受信機-RS-2
⑤	EM-HP1. 2-10P EM-HPS1. 2-1P	GR受信機-RS-1 GR受信機-RS-1
⑥	EM-HP1. 2-10P	RS-1~体育館合置
⑦	EM-HP1. 2-10P	RS-1~工業教室受信機
⑧	EM-HP1. 2-10P	RS-1~副受信機

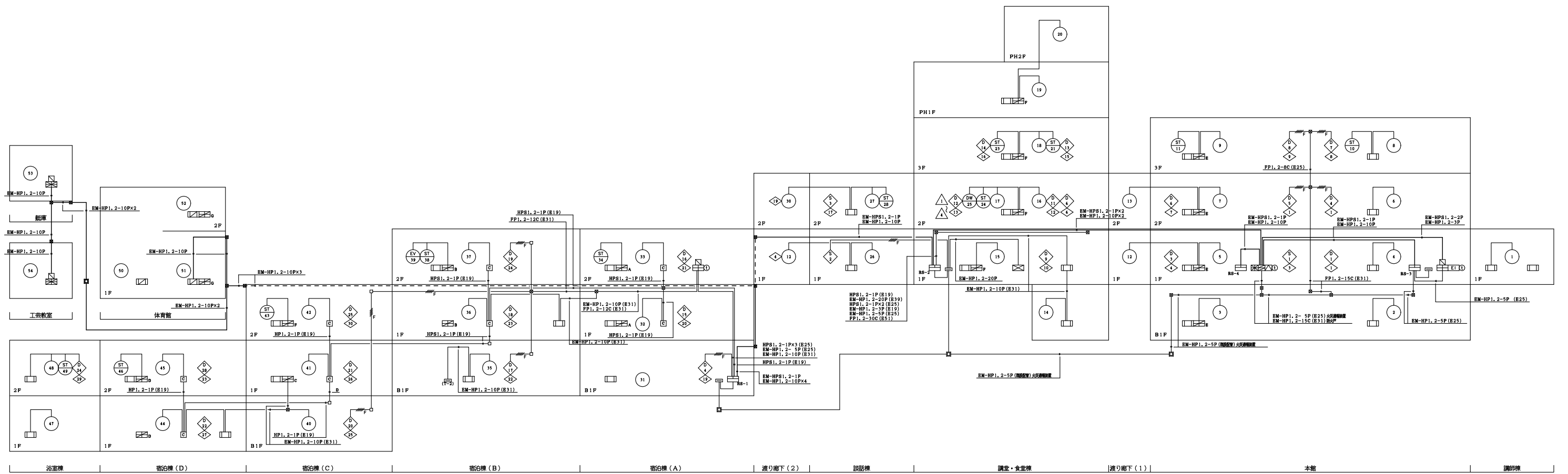




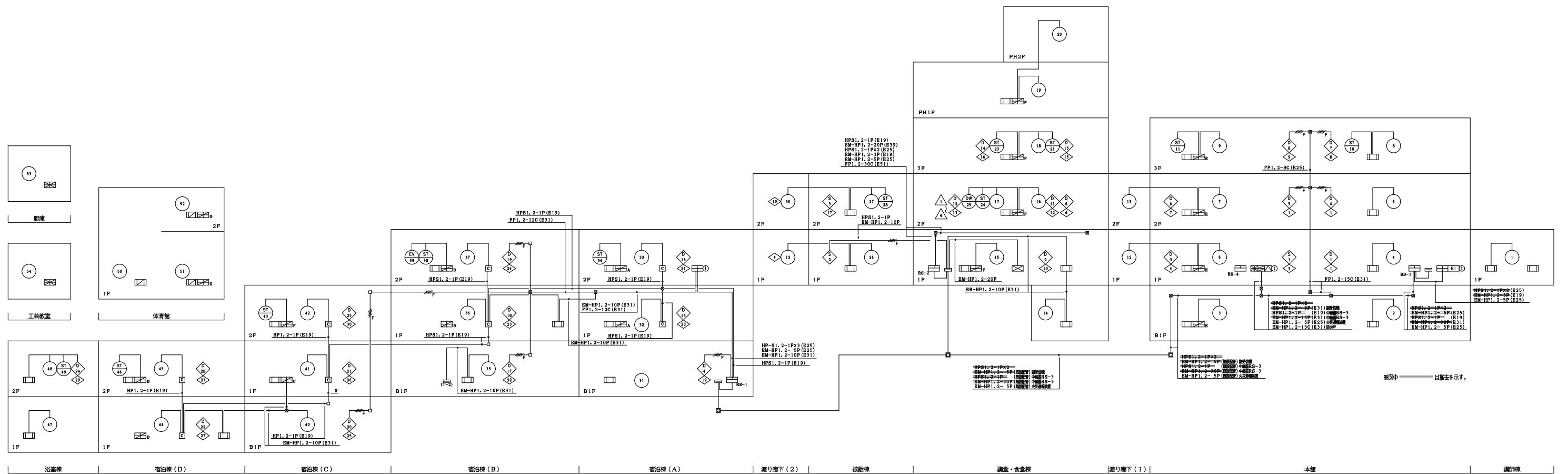
注記：各機器の形状及び寸法は参考とする。

<p><b>複合受信機</b></p> <table border="1"> <tr> <td>種別</td> <td>GR型受信機(アナログ式、蓄電池及び自動試験機機能付)</td> </tr> <tr> <td>型式番号</td> <td>受審2021~3~1号</td> </tr> <tr> <td>主電源</td> <td>AC100V, 50/60HZ</td> </tr> <tr> <td>予備電源</td> <td>DC24Vニッケル・カドミウム蓄電池</td> </tr> <tr> <td>仕様</td> <td>使用温度範囲 0℃~40℃ 自動試験機能</td> </tr> <tr> <td>材質</td> <td>鋼板製</td> </tr> </table>	種別	GR型受信機(アナログ式、蓄電池及び自動試験機機能付)	型式番号	受審2021~3~1号	主電源	AC100V, 50/60HZ	予備電源	DC24Vニッケル・カドミウム蓄電池	仕様	使用温度範囲 0℃~40℃ 自動試験機能	材質	鋼板製	<p><b>副受信機</b></p> <table border="1"> <tr> <td>種別</td> <td>副表示器</td> </tr> <tr> <td>主電源</td> <td>DC24V 0.27A</td> </tr> <tr> <td>消費電力</td> <td>7VA</td> </tr> <tr> <td>使用温度範囲</td> <td>5℃~40℃</td> </tr> <tr> <td>仕様</td> <td>材質 鋼板製</td> </tr> </table>	種別	副表示器	主電源	DC24V 0.27A	消費電力	7VA	使用温度範囲	5℃~40℃	仕様	材質 鋼板製	<p><b>耐雷基盤 A</b></p> <table border="1"> <tr> <td>仕様</td> <td>定格電圧 DC30V以下 接続箇所 RS485伝送線、端夫配線等 サージ抑制方式 ライン大地間：2段方式 ライン間：SPダイオード サージ保護レベル 線間サージ電圧：2kV 大地間サージ電圧：4kV 耐雷管 雷放電電圧：90V±20% インパルス電流耐量(8/20μs)：10kA SPダイオード インパルス最大制限電圧：50V 使用温度範囲 -10℃~+50℃</td> </tr> </table>	仕様	定格電圧 DC30V以下 接続箇所 RS485伝送線、端夫配線等 サージ抑制方式 ライン大地間：2段方式 ライン間：SPダイオード サージ保護レベル 線間サージ電圧：2kV 大地間サージ電圧：4kV 耐雷管 雷放電電圧：90V±20% インパルス電流耐量(8/20μs)：10kA SPダイオード インパルス最大制限電圧：50V 使用温度範囲 -10℃~+50℃	<p><b>耐雷基盤 B</b></p> <table border="1"> <tr> <td>仕様</td> <td>定格電圧 DC30V以下 接続箇所 伝送線、RS485伝送線、端夫配線等 サージ抑制方式 ライン大地間：2段方式 ライン間：SPダイオード サージ保護レベル 線間サージ電圧：2kV 大地間サージ電圧：4kV 耐雷管 雷放電電圧：90V±20% インパルス電流耐量(8/20μs)：10kA SPダイオード インパルス最大制限電圧：50V 使用温度範囲 -10℃~+50℃</td> </tr> </table>	仕様	定格電圧 DC30V以下 接続箇所 伝送線、RS485伝送線、端夫配線等 サージ抑制方式 ライン大地間：2段方式 ライン間：SPダイオード サージ保護レベル 線間サージ電圧：2kV 大地間サージ電圧：4kV 耐雷管 雷放電電圧：90V±20% インパルス電流耐量(8/20μs)：10kA SPダイオード インパルス最大制限電圧：50V 使用温度範囲 -10℃~+50℃		
種別	GR型受信機(アナログ式、蓄電池及び自動試験機機能付)																														
型式番号	受審2021~3~1号																														
主電源	AC100V, 50/60HZ																														
予備電源	DC24Vニッケル・カドミウム蓄電池																														
仕様	使用温度範囲 0℃~40℃ 自動試験機能																														
材質	鋼板製																														
種別	副表示器																														
主電源	DC24V 0.27A																														
消費電力	7VA																														
使用温度範囲	5℃~40℃																														
仕様	材質 鋼板製																														
仕様	定格電圧 DC30V以下 接続箇所 RS485伝送線、端夫配線等 サージ抑制方式 ライン大地間：2段方式 ライン間：SPダイオード サージ保護レベル 線間サージ電圧：2kV 大地間サージ電圧：4kV 耐雷管 雷放電電圧：90V±20% インパルス電流耐量(8/20μs)：10kA SPダイオード インパルス最大制限電圧：50V 使用温度範囲 -10℃~+50℃																														
仕様	定格電圧 DC30V以下 接続箇所 伝送線、RS485伝送線、端夫配線等 サージ抑制方式 ライン大地間：2段方式 ライン間：SPダイオード サージ保護レベル 線間サージ電圧：2kV 大地間サージ電圧：4kV 耐雷管 雷放電電圧：90V±20% インパルス電流耐量(8/20μs)：10kA SPダイオード インパルス最大制限電圧：50V 使用温度範囲 -10℃~+50℃																														
<p><b>中継器盤 5個用</b></p>	<p><b>中継器盤 20個用</b></p>	<p><b>中継器盤 5個用(内装イメージ)</b></p>	<p><b>中継器盤 20個用(内装イメージ)</b></p>	<p><b>火報中継器(4回線)</b></p> <table border="1"> <tr> <td>仕様</td> <td>種別 中継器 型式番号 中継17~7号 回線数 4回線/4アドレス 材質 難燃性樹脂</td> </tr> </table>	仕様	種別 中継器 型式番号 中継17~7号 回線数 4回線/4アドレス 材質 難燃性樹脂	<p><b>防排煙中継器(6回線)</b></p> <table border="1"> <tr> <td>仕様</td> <td>種別 中継器 型式番号 中継11~13号 回線数 6回線/2アドレス 出力制御電流 最大2A 材質 難燃性樹脂</td> </tr> </table>	仕様	種別 中継器 型式番号 中継11~13号 回線数 6回線/2アドレス 出力制御電流 最大2A 材質 難燃性樹脂																						
仕様	種別 中継器 型式番号 中継17~7号 回線数 4回線/4アドレス 材質 難燃性樹脂																														
仕様	種別 中継器 型式番号 中継11~13号 回線数 6回線/2アドレス 出力制御電流 最大2A 材質 難燃性樹脂																														

設計業務名	国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 自動火災報知設備等改修設計業務	独立行政法人国立青少年教育振興機構	工事名称	国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 自動火災報知設備改修工事	縮尺	A 1 : N/S A 3 : N/S	図面番号	E-04
受託者	株式会社 富士設備設計 toyama architect & engineer and associates inc. 一級建築士事務所 登録番号 香川県知事登録 第2515号	設計者	富山誠在 設備設計一級建築士 大臣登録 第5802号 一級建築士 大臣登録 第376197号	施設管理課長	施設管理課長補佐	施設管理課	担当	令和4年度
				図面名称	自動火災報知設備機器姿図			



設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 自動火災報知設備等改修設計業務	独立行政法人国立青少年教育振興機構				工事名称 国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 自動火災報知設備改修工事	縮尺 A 1 : N/S A 3 : N/S	図面番号 E-05
	受託者 <b>株式会社 富山設備設計</b> tomiyama architect & engineer and associates inc. 一級建築士事務所 登録番号 香川県知事登録 第2515号	設計者 富山誠任 設備設計一級建築士 大臣登録 第5802号 一級建築士 大臣登録 第376197号	施設管理課長	施設管理課長補佐			

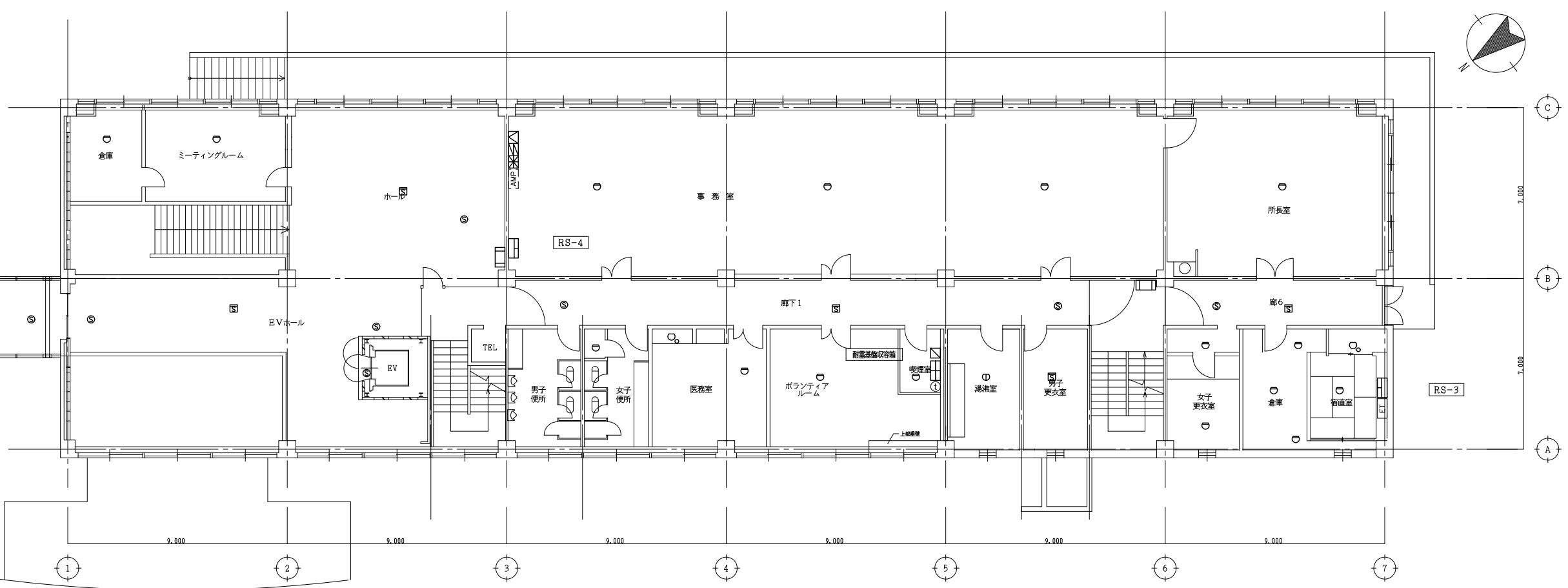


設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 自動火災報知設備等改修設計業務 受託者 <b>株式会社 富山設備設計</b> tomiyama architect & engineer and associates inc. 一級建築士事務所 登録番号 香川県知事登録 第2515号	設計者 富山誠任 設備設計一級建築士 大臣登録 第5802号 一級建築士 大臣登録 第376197号	独立行政法人国立青少年教育振興機構 施設管理課長 施設管理課長補佐 施設管理課 担当				工事名称 国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 自動火災報知設備改修工事 図面名称 自動火災報知設備全体系統図 (改修前)	縮尺 A1 : N/S A3 : N/S 令和4年度	図面番号 E-06
		浴室棟 宿泊棟 (D) 宿泊棟 (C) 宿泊棟 (B) 宿泊棟 (A) 渡り廊下 (2) 談話棟 講堂・食堂棟 渡り廊下 (1) 本館 講義棟						

量法リスト 1階	
複合受信機	X 1
受信機	X 1
中継器 RS-3	X 1
中継器 RS-4	X 1
受信機	X 2
表示灯	X 2
熱感火器:差動式2種 露出型	X16
熱感火器:差動式特種 露出型	X 2
熱感火器:定温式1種 露出防水型	X 2
熱感火器:定温式2種 露出型	X 6
熱感火器:定温式3種 露出型	X 8

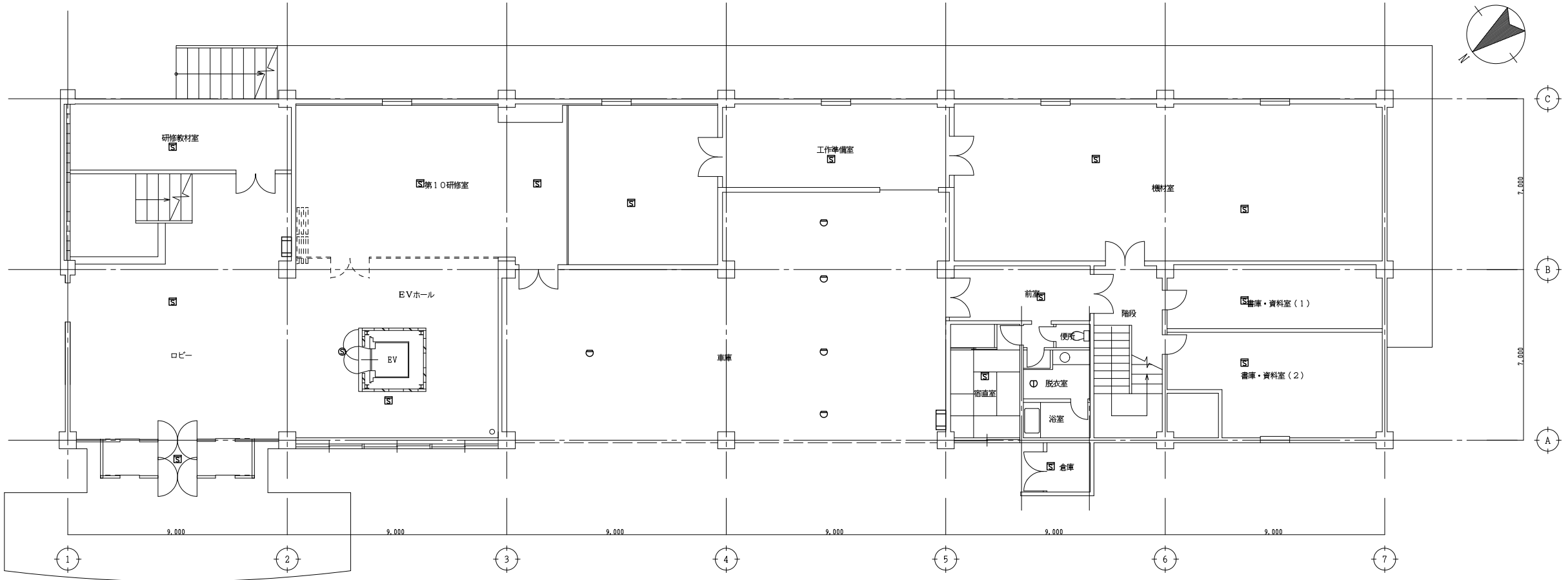
自火報設備凡例		
図記号	名称	仕様
☒	複合受信機	
☒	受信機	
☒	中継器	① ② ③
⊙	発信機	P型1線
○	表示灯	LED
☒	中継器	
☒	前室監視受信機	
☒	スポット熱感火器	差動式 2種 露出型
☒	スポット熱感火器	定温式 特種 露出型
☒	スポット熱感火器	定温式 1種 露出防水型
☒	熱感火器	光電式 2種 露出型
⊙	熱感火器	光電式 3種 露出型 防塵構造適用
☒	火災消音装置	
⊙	火災消音専用電線	火災消音装置用子線
AMP	非常放送機	

※受信機・前室監視・中継器・発信機・表示灯・熱感火器を更新すること。  
給配盤の図記号は適用とする。



本館1階平面図 1/100

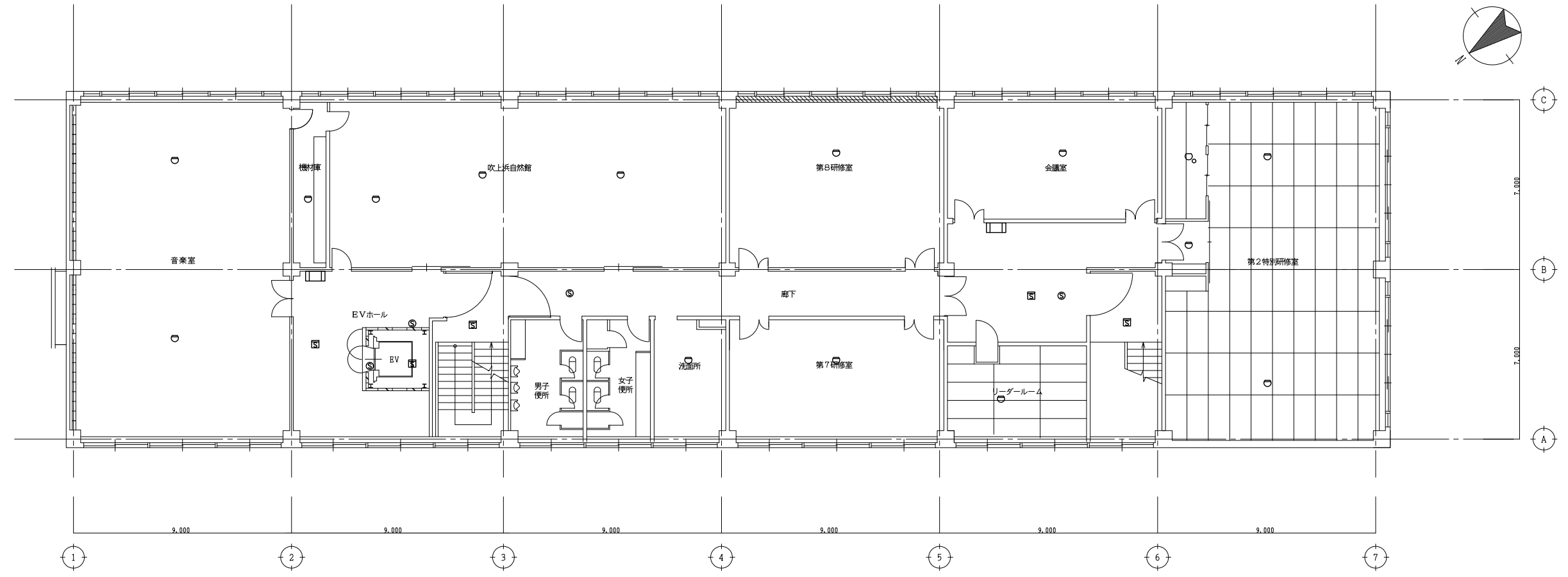
量法リスト 地階	
受信機	X 2
表示灯	X 2
熱感火器:差動式2種 露出型	X 5
熱感火器:定温式1種 露出型	X 1
熱感火器:定温式2種 露出型	X15
熱感火器:定温式3種 露出型	X 1



本館地階平面図 1/100

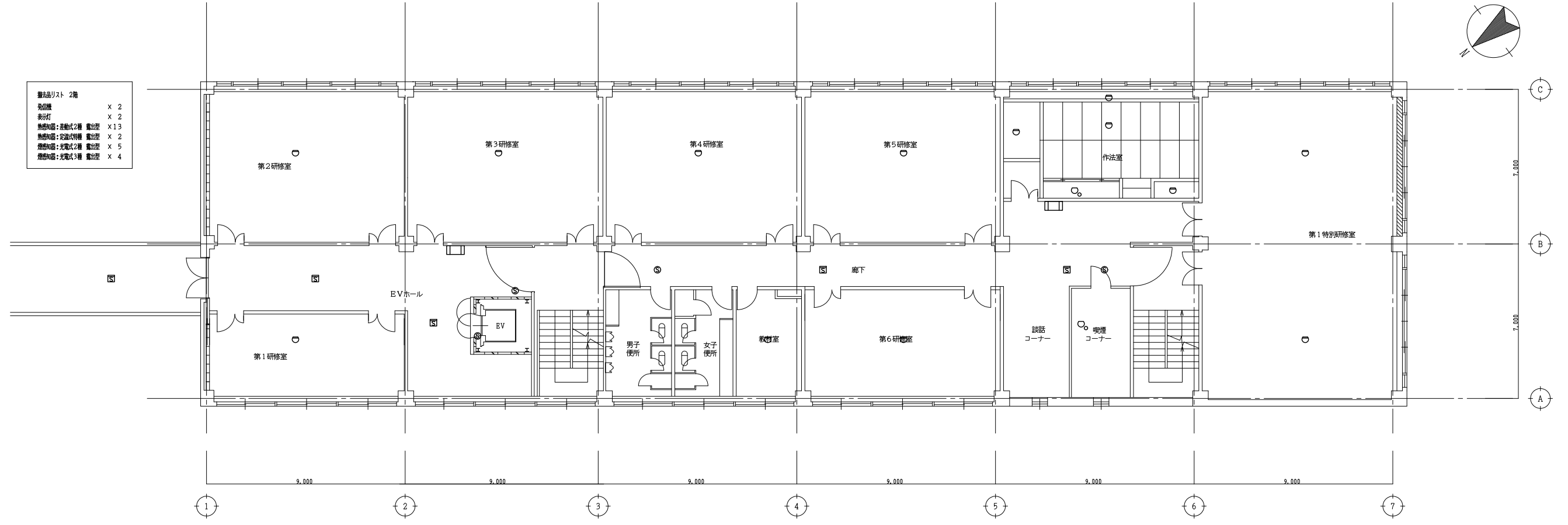
設計業務名	国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 自動火災報知設備等改修設計業務	独立行政法人国立青少年教育振興機構	工事名称	国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 自動火災報知設備改修工事	縮尺	A 1 : 1/100 A 3 : 1/200	図面番号	E-07
受託者	株式会社 富士設備設計 tomiyama architect & engineer and associates inc. 一級建築士事務所 登録番号 香川県知事登録 第2515号	設計者	富山誠任 設備設計一級建築士 大臣登録 第5802号 一級建築士 大臣登録 第376197号	施設管理課長	施設管理課長補佐	施設管理課	担当	
				図面名称	自動火災報知設備 本館 地階・1階平面図			令和4年度

- 備品リスト 3階
- 発信機 x 2
  - 表示灯 x 2
  - 熱感火器:差動式2種 露出型 x14
  - 熱感火器:定温式特種 露出型 x 1
  - 熱感火器:定温式2種 露出型 x 5
  - 熱感火器:定温式3種 露出型 x 4



本館 3階平面図 1/100

- 備品リスト 2階
- 発信機 x 2
  - 表示灯 x 2
  - 熱感火器:差動式2種 露出型 x13
  - 熱感火器:定温式特種 露出型 x 2
  - 熱感火器:定温式2種 露出型 x 5
  - 熱感火器:定温式3種 露出型 x 4



本館 2階平面図 1/100

設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 自動火災報知設備等改修設計業務	独立行政法人国立青少年教育振興機構			工事名称 国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 自動火災報知設備改修工事	縮尺 A 1 : 1/100 A 3 : 1/200	図面番号 E-08
	受託者 <b>株式会社 富山設備設計</b> tomiyama architect & engineer and associates inc. 一級建築士事務所 登録番号 香川県知事登録 第2515号	設計者 富山誠任 設備設計一級建築士 大臣登録 第5802号 一級建築士 大臣登録 第376197号	施設管理課長 施設管理課長補佐 施設管理課 担当			

自火報設備凡例

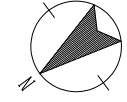
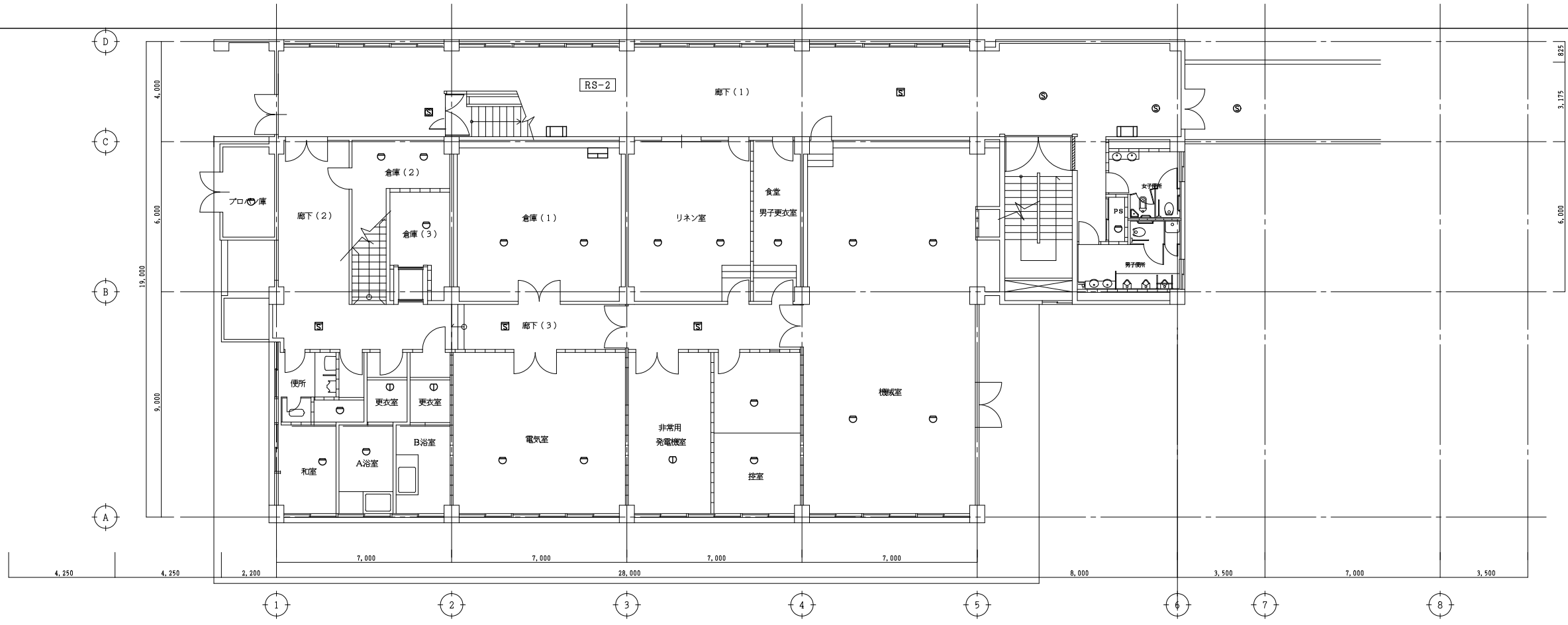
図示番号	名称	仕様
□	結合盤	①内蔵
Ⓧ	発信機	P型1号
○	表示灯	LED
■	中継器	
Ⓜ	スポット型感知器	差動式 2種 露出型
Ⓧ	スポット型感知器	定温式 特種 露出型
Ⓧ	スポット型感知器	定温式 1種 露出防水型
Ⓧ	煙感感知器	光電式 2種 露出型
Ⓧ	煙感感知器	光電式 3種 露出型 防排煙機用
Ⓧ	煙感感知器	光電式 2・3種 露出型

※中継器・発信機・表示灯・感知器を更新すること。  
結合盤の図料は使用とする。

撤去品リスト 1階

中継器 RS-2	X 1
発信機	X 2
表示灯	X 2
熱感感知器:差動式2種 露出型	X 21
熱感感知器:定温式1種 露出防水型	X 3
熱感感知器:光電式2種 露出型	X 4
熱感感知器:光電式2・3種 露出型	X 1
熱感感知器:光電式3種 露出型	X 3

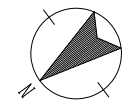
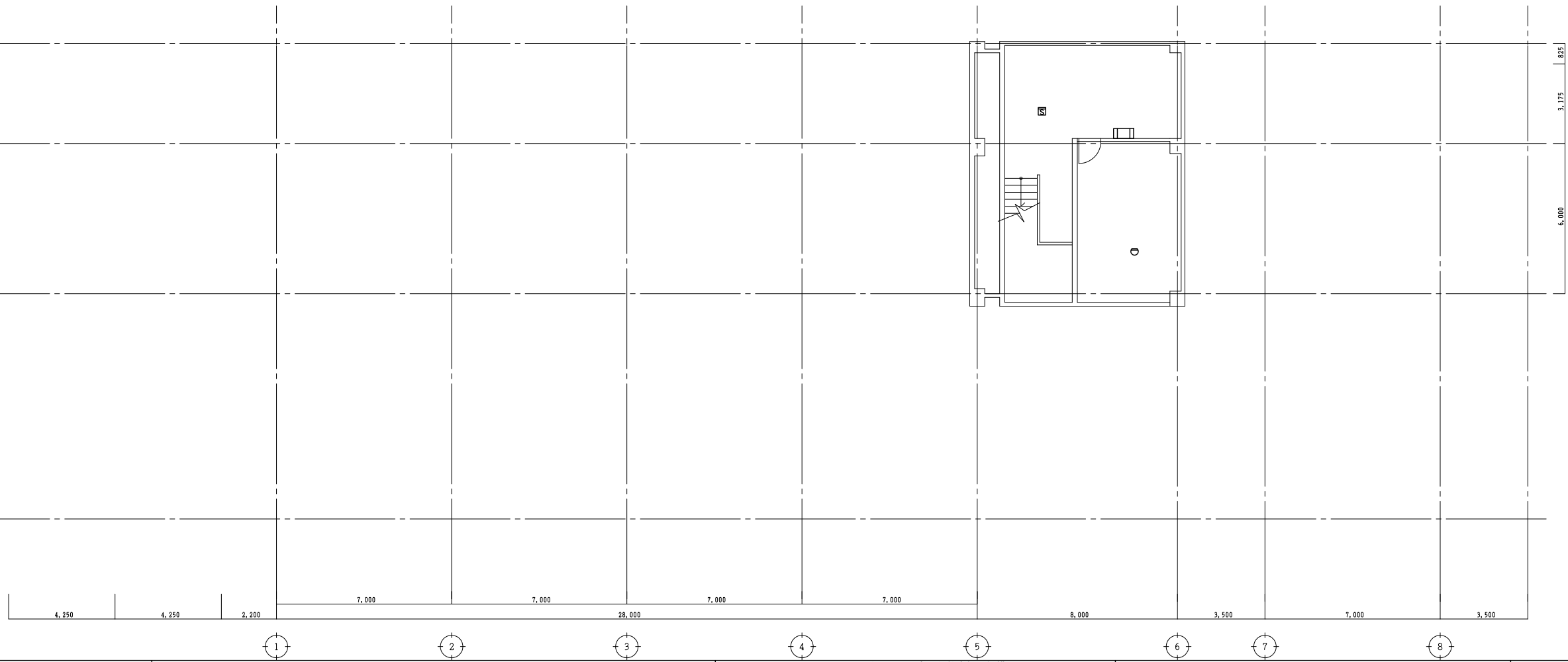
講堂・食堂棟1階平面図 1/100



撤去品リスト 地階

発信機	X 1
表示灯	X 1
熱感感知器:差動式2種 露出型	X 1
熱感感知器:光電式2種 露出型	X 1

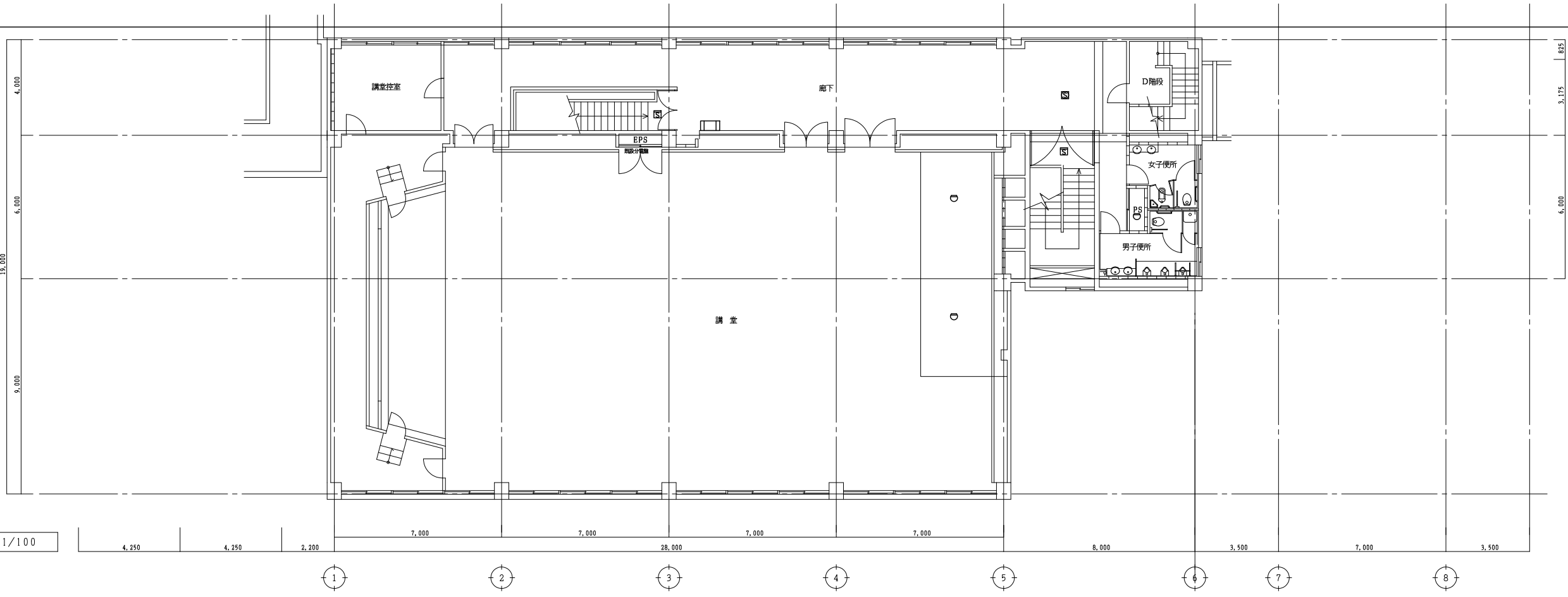
講堂・食堂棟地階平面図 1/100



設計業務名	国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 自動火災報知設備等改修設計業務	独立行政法人国立青少年教育振興機構	工事名称	国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 自動火災報知設備改修工事	縮尺	A 1 : 1/100 A 3 : 1/200	図面番号	E-09
受託者	株式会社 富士設備設計 toyama architect & engineer and associates inc. 一級建築士事務所 登録番号 香川県知事登録 第2515号	設計者	富山誠任 設備設計一級建築士 大臣登録 第5802号 一級建築士 大臣登録 第376197号	施設管理課長	施設管理課長補佐	施設管理課	担当	令和4年度
				図面名称	自動火災報知設備 講堂・食堂棟 地階・1階平面図			

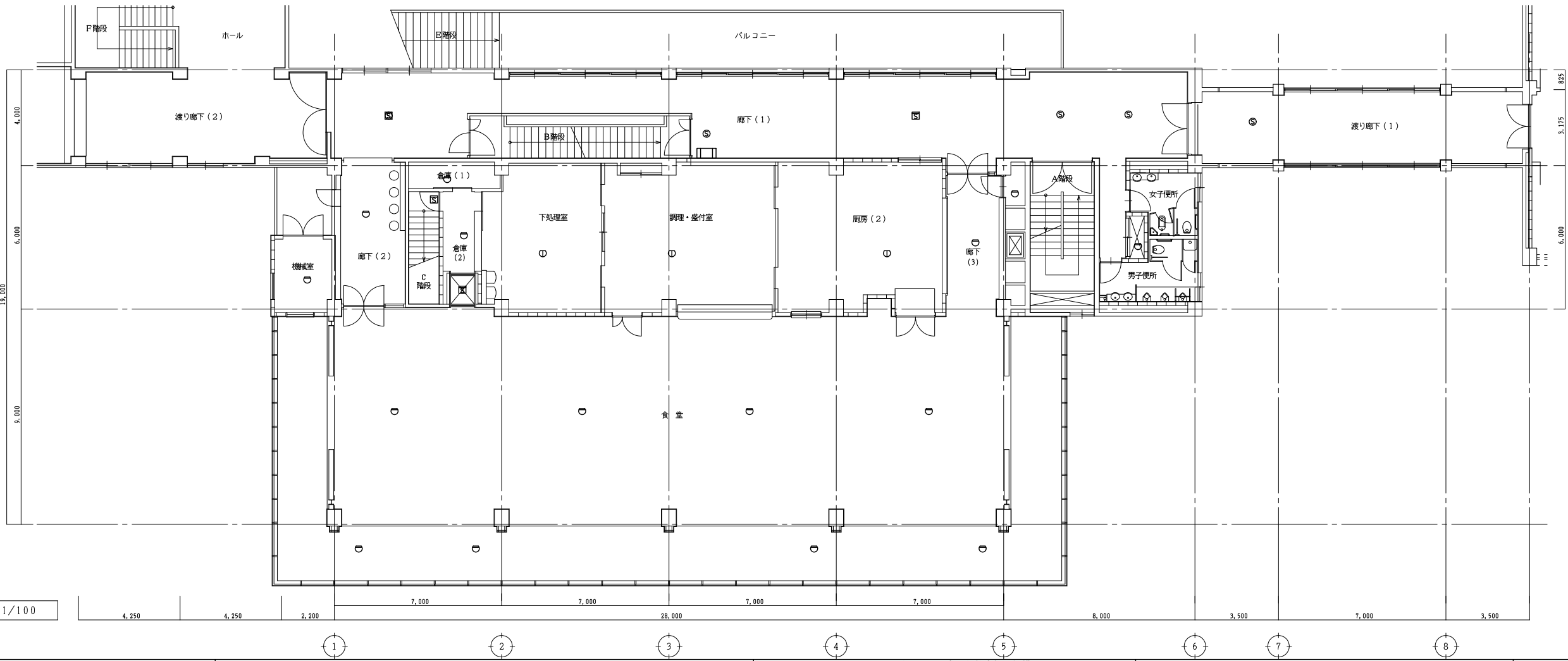
- 撤去品リスト 3階
- 発点機 X 1
  - 表示灯 X 1
  - 熱感火器:差動式2層 露出型 X 3
  - 熱感火器:光電式2層 露出型 X 2
  - 熱感火器:光電式2・3層 露出型 X 1

講堂・食堂棟 3階平面図 1/100



- 撤去品リスト 2階
- 発点機 X 1
  - 表示灯 X 1
  - 熱感火器:差動式2層 露出型 X15
  - 熱感火器:圧差式1層 露出排水型 X 3
  - 熱感火器:光電式2層 露出型 X 3
  - 熱感火器:光電式2・3層 露出型 X 1
  - 熱感火器:光電式3層 露出型 X 4

講堂・食堂棟 2階平面図 1/100



設計業務名	国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 自動火災報知設備等改修設計業務	独立行政法人国立青少年教育振興機構	工事名称	国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 自動火災報知設備改修工事	縮尺	A 1 : 1/100 A 3 : 1/200	図面番号	E - 1 0
受託者	株式会社 富山設備設計 tomiyama architect & engineer and associates inc. 一級建築士事務所 登録番号 香川県知事登録 第2515号	設計者	富山誠任 設備設計一級建築士 大臣登録 第5802号 一級建築士 大臣登録 第376197号	施設管理課長	施設管理課長補佐	施設管理課	担当	令和4年度
講堂・食堂棟 2階・3階平面図								

講堂・食堂棟R2階  
 熱感火器：差動式2層 露出型 x 2  
 熱感火器：光電式2層 露出型 x 1

講堂・食堂棟R2階平面図 1/100

講堂・食堂棟R1階  
 発信機 x 1  
 表示灯 x 1  
 熱感火器：差動式2層 露出型 x 4  
 熱感火器：光電式2層 露出型 x 10  
 熱感火器：光電式3層 露出型 x 1

講堂・食堂棟R1階平面図 1/100

設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 自動火災報知設備等改修設計業務	独立行政法人国立青少年教育振興機構			工事名称 国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 自動火災報知設備改修工事	縮尺 A 1 : 1/100 A 3 : 1/200	図面番号 E - 1 1	
	受託者 <b>株式会社 富山設備設計</b> tomiyama architect & engineer and associates inc. 一級建築士事務所 登録番号 香川県知事登録 第2515号	設計者 富山誠在 設備設計一級建築士 大臣登録 第5802号 一級建築士 大臣登録 第376197号	施設管理課長				施設管理課長補佐



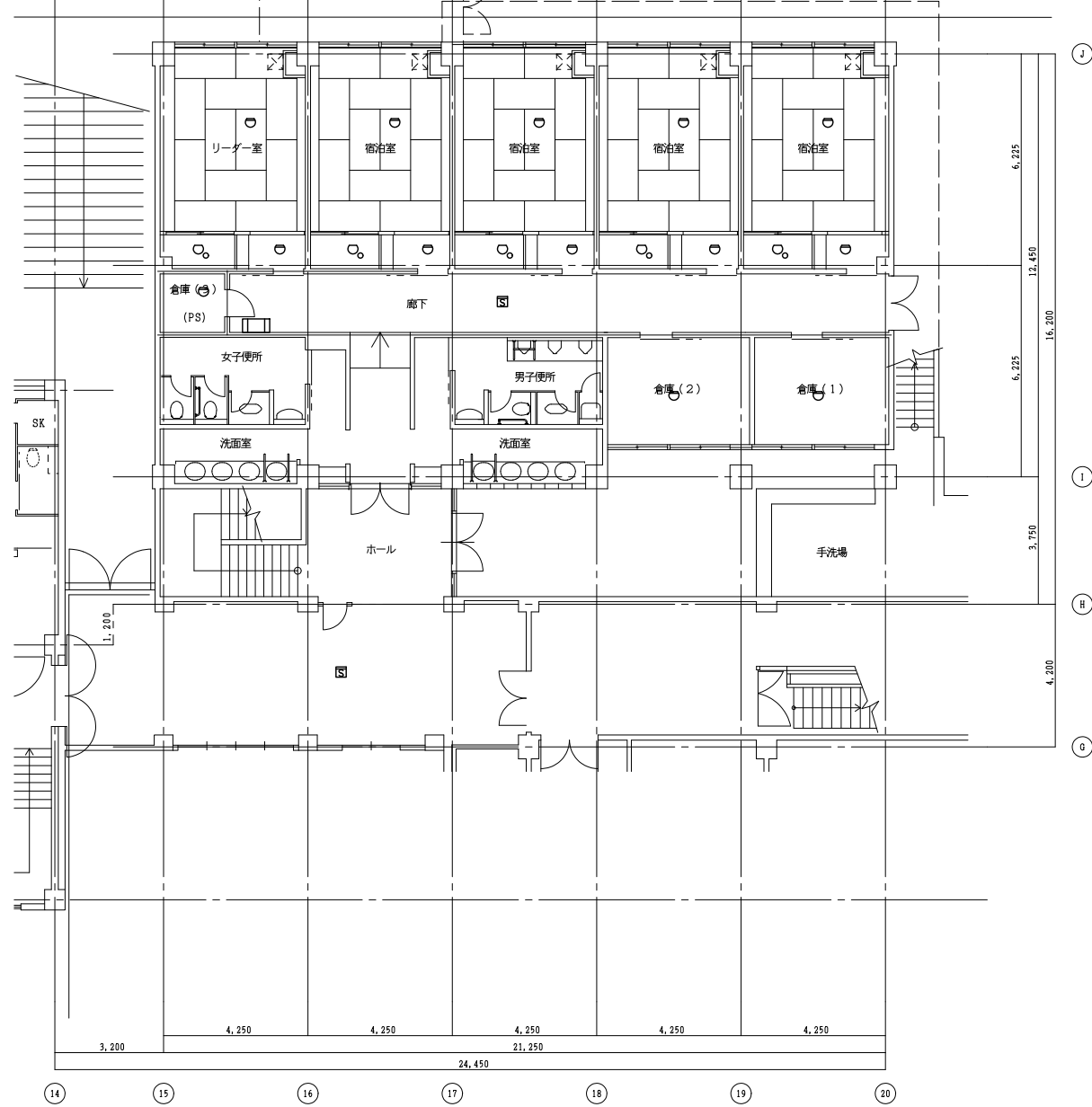
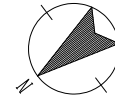
自火報設備凡例

図示記号	名称	仕様
□	総合盤	○/○内蔵
⊙	発信機	P型1線
○	表示灯	LED
⊖	スポット型検知器	差動式 2種 露出型
○	スポット型検知器	定温式 特種 露出型
⊖	常時検知器	光電式 2種 露出型

敷法記リスト 1階

発信機	X 1
表示灯	X 1
熱感知器：差動式2種 露出型	X 13
熱感知器：定温式特種 露出型	X 5
常時知器：光電式2種 露出型	X 2

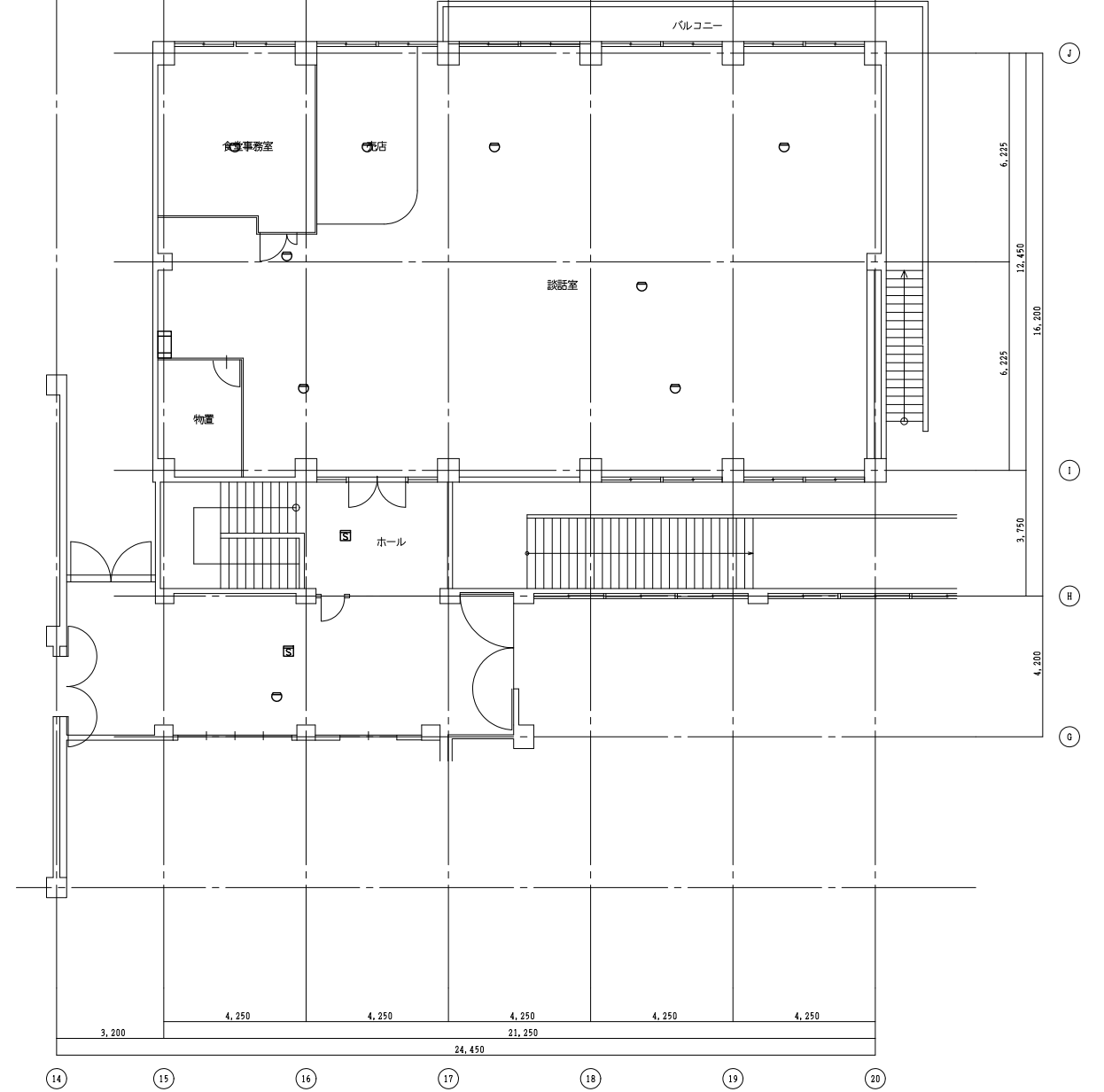
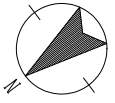
※発信機・表示灯・感知器を更新すること。  
総合盤の図材は適用とする。



談話棟 1階平面図 1/100

敷法記リスト 2階

発信機	X 1
表示灯	X 1
熱感知器：差動式2種 露出型	X 9
熱感知器：光電式2種 露出型	X 2



談話棟 2階平面図 1/100

設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 自動火災報知設備等改修設計業務

受託者 株式会社 富士設備設計  
toyama architect & engineer and associates inc.  
一級建築士事務所 登録番号 香川県知事登録 第2515号

設計者 富山誠在  
設備設計一級建築士 大臣登録 第5802号  
一級建築士 大臣登録 第376197号

独立行政法人国立青少年教育振興機構

施設管理課長	施設管理課長補佐	施設管理課	担当
--------	----------	-------	----

工事名称 国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 自動火災報知設備改修工事

図面名称 自動火災報知設備 談話棟 1階・2階平面図

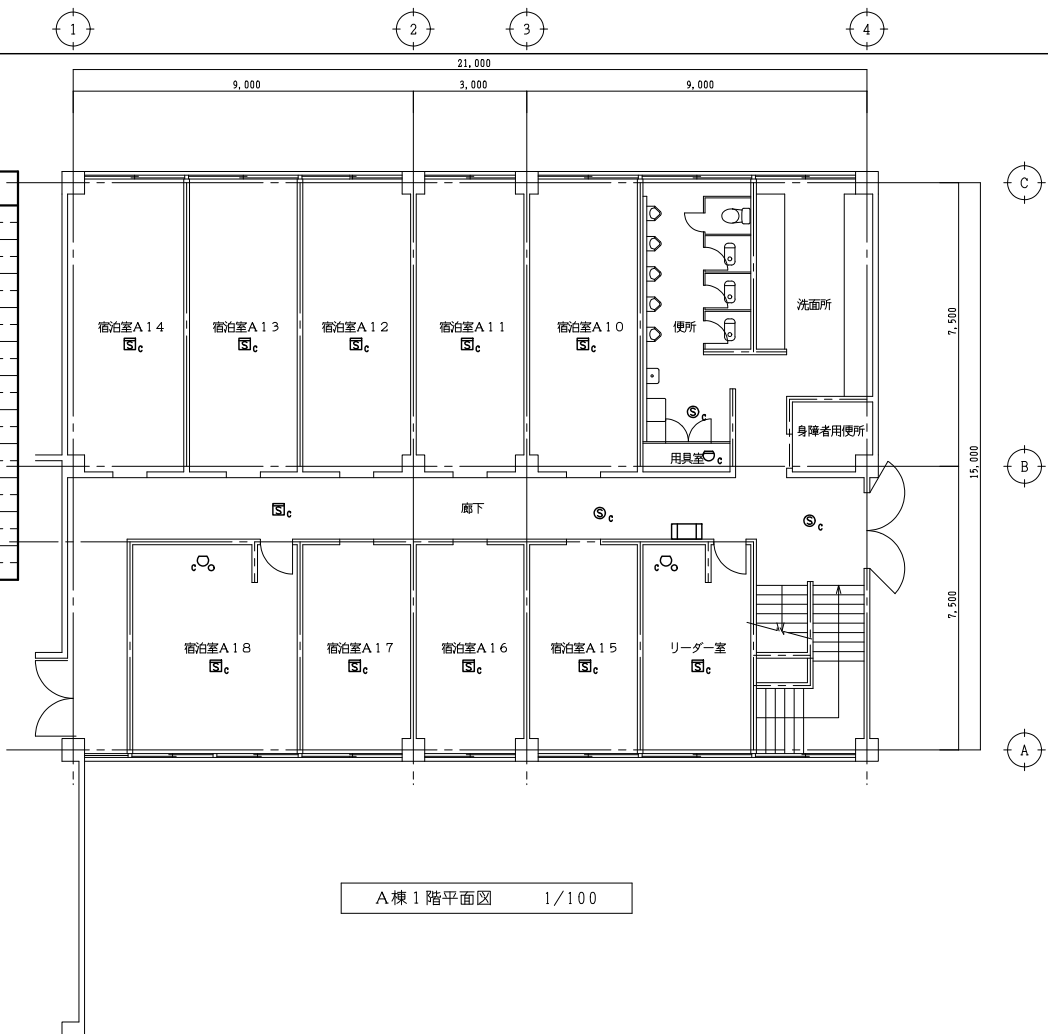
縮尺 A 1 : 1/100  
A 3 : 1/200

令和4年度 E-12

図記号	名称	仕様
☐	監視カメラ	
□	給食機	①の電
⊙	発信機	P型1線
○	表示灯	LED
☐	中継器	
☐	耐震蓄電池	
⊙	火災通報専用電話機	火災通報装置用子機
⊙	スポット型感火器	差動式 2線 電出型 アナログ式 自動送警機設計
⊙	スポット型感火器	定温式 特種 電出型 アナログ式 自動送警機設計
⊙	感煙火器	光電式 2線 電出型 アナログ式 自動送警機設計
⊙	感煙火器	光電式 3線 電出型 防汚塵機動用 アナログ式 自動送警機設計

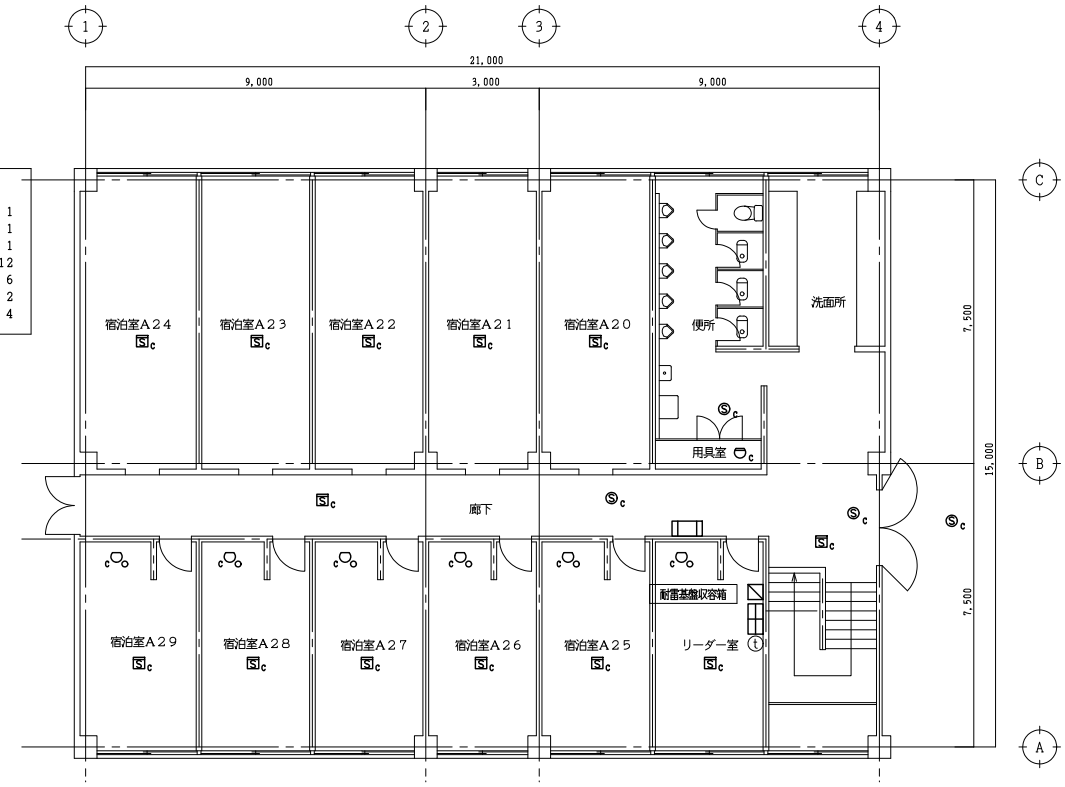
発信機	x 1
表示灯	x 1
感煙火器: 差動式2線 アナログ式 電出型	x 11
感煙火器: 定温式特種 アナログ式 電出型	x 2
感煙火器: 光電式2線 アナログ式 電出型	x 1
感煙火器: 光電式3線 アナログ式 電出型	x 3

中継器 RS-1	x 1
発信機	x 1
表示灯	x 1
感煙火器: 差動式2線 アナログ式 電出型	x 2
感煙火器: 光電式3線 アナログ式 電出型	x 4

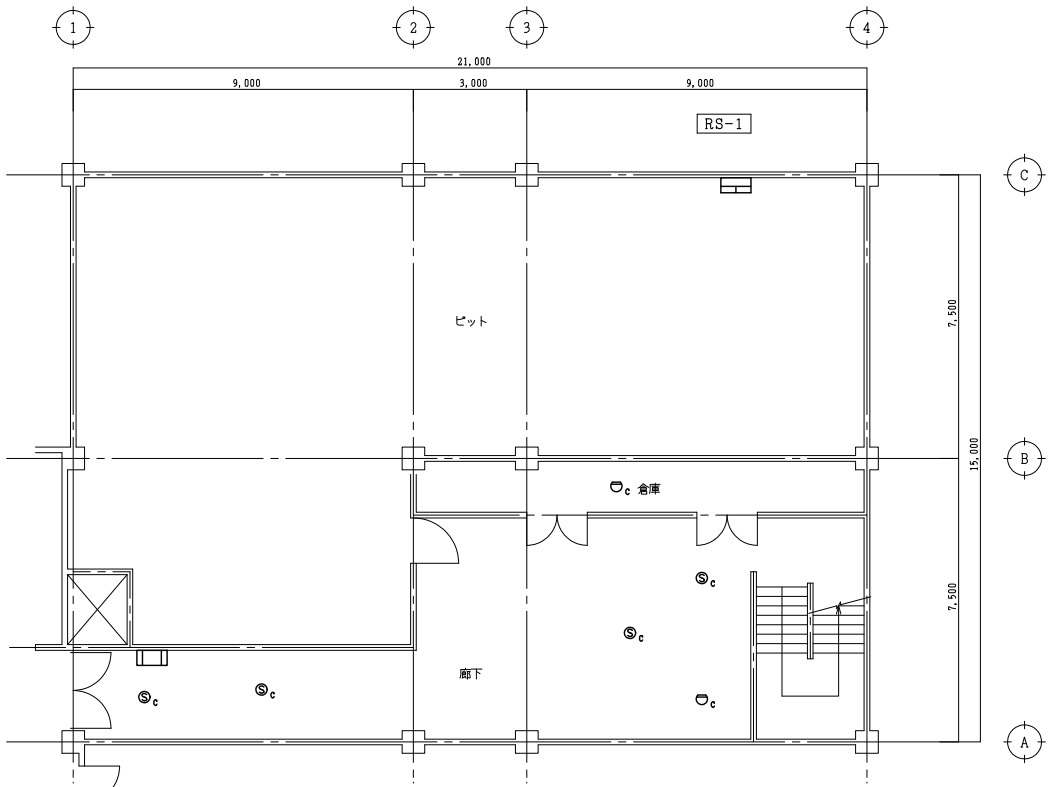


A棟1階平面図 1/100

監視カメラ	x 1
発信機	x 1
表示灯	x 1
感煙火器: 差動式2線 アナログ式 電出型	x 12
感煙火器: 定温式特種 アナログ式 電出型	x 6
感煙火器: 光電式2線 アナログ式 電出型	x 2
感煙火器: 光電式3線 アナログ式 電出型	x 4



A棟2階平面図 1/100



A棟地階平面図 1/100

設計業務名	国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 自動火災報知設備等改修設計業務	独立行政法人国立青少年教育振興機構	工事名称	国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 自動火災報知設備改修工事	縮尺	A 1 : 1/100 A 3 : 1/200	図面番号	E - 13
受託者	株式会社 富士設備設計 toyama architect & engineer and associates inc. 一級建築士事務所 登録番号 香川県知事登録 第2515号	設計者	富山誠任 設備設計一級建築士 大臣登録 第5802号 一級建築士 大臣登録 第376197号	施設管理課長		図面名称	自動火災報知設備 宿泊棟 (A) 地階~2階平面図	令和4年度
		施設管理課長補佐		施設管理課				
				担当				

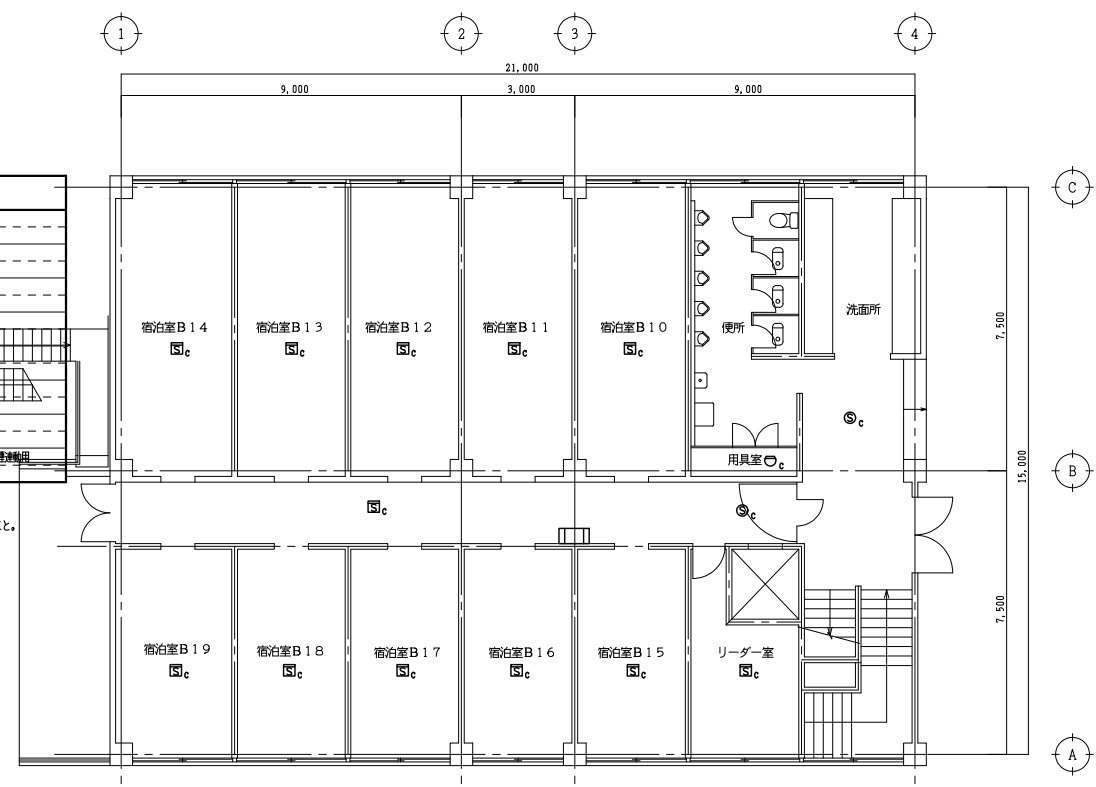
自火報設備凡例

図記号	名称	仕様
☐	受信機	
□	結合盤	① ② ③ ④
⊙	発信機	P型1号
○	表示灯	LBD
⊖	スポット型感知器	差動式 2種 露出型 アナログ式 自動リセット型
⊖	スポット型感知器	定温式 特種 露出型 アナログ式 自動リセット型
⊖	線形感知器	光電式 2種 露出型 アナログ式 自動リセット型
⊖	線形感知器	光電式 3種 露出型 防排煙専用 アナログ式 自動リセット型

※受信機・発信機・表示灯・感知器を更新すること。  
 ※結合盤の図記号は図中に示す。  
 ※感知器の差動式2種熱感感知器はアナログ式熱感感知器に更新すること。

警報品リスト 1階

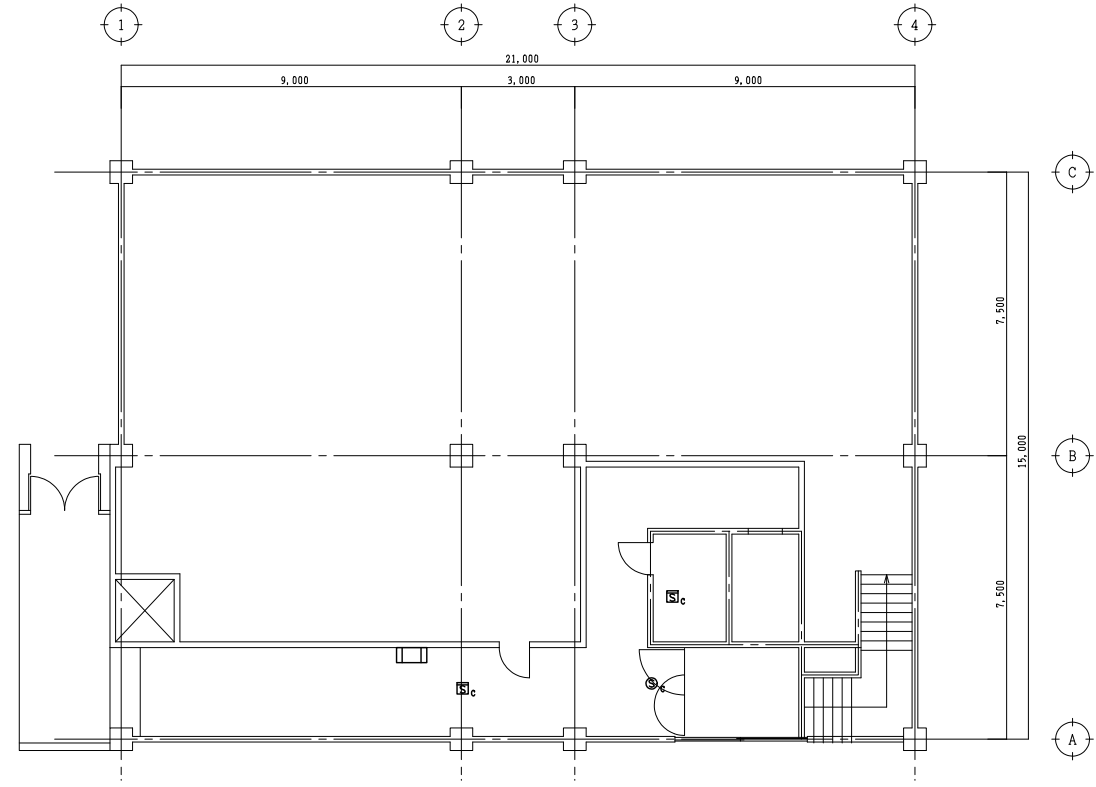
発信機	x 1
表示灯	x 1
熱感感知器: 差動式2種 アナログ式 露出型	x 11
熱感感知器: 定温式特種 アナログ式 露出型	x 2
熱感感知器: 光電式2種 アナログ式 露出型	x 1
熱感感知器: 光電式3種 アナログ式 露出型	x 2



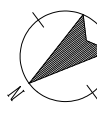
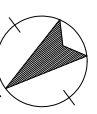
B棟1階平面図 1/100

警報品リスト 地階

発信機	x 1
表示灯	x 1
熱感感知器: 光電式2種 アナログ式 露出型	x 2
熱感感知器: 光電式3種 アナログ式 露出型	x 1



B棟地階平面図 1/100



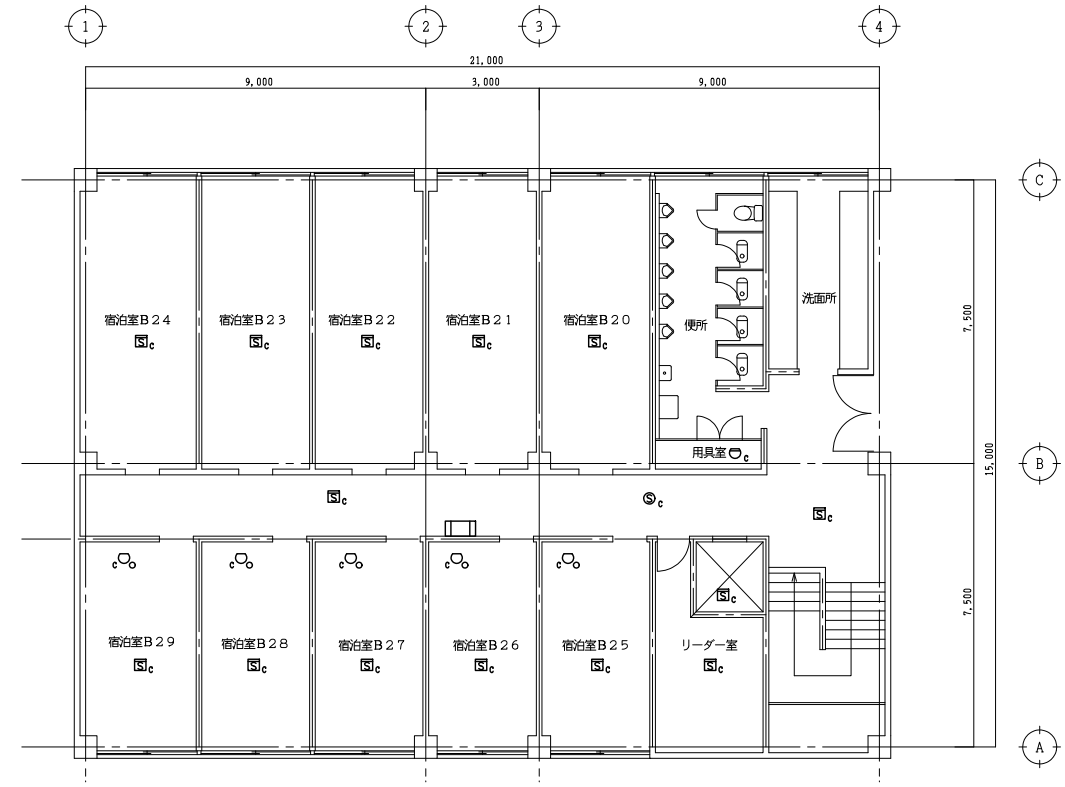
独立行政法人国立青少年教育振興機構			
施設管理課長	施設管理課長補佐	施設管理課	担当

工事名称	国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 自動火災報知設備改修工事
図面名称	自動火災報知設備 宿泊棟 (B) 地階~2階平面図

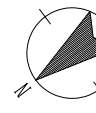
縮尺	A 1 : 1/100 A 3 : 1/200
図面番号	E-14
年度	令和4年度

警報品リスト 2階

発信機	x 1
表示灯	x 1
熱感感知器: 差動式2種 アナログ式 露出型	x 12
熱感感知器: 定温式特種 アナログ式 露出型	x 5
熱感感知器: 光電式2種 アナログ式 露出型	x 3
熱感感知器: 光電式3種 アナログ式 露出型	x 1



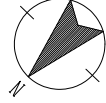
B棟2階平面図 1/100



自火報設備凡例

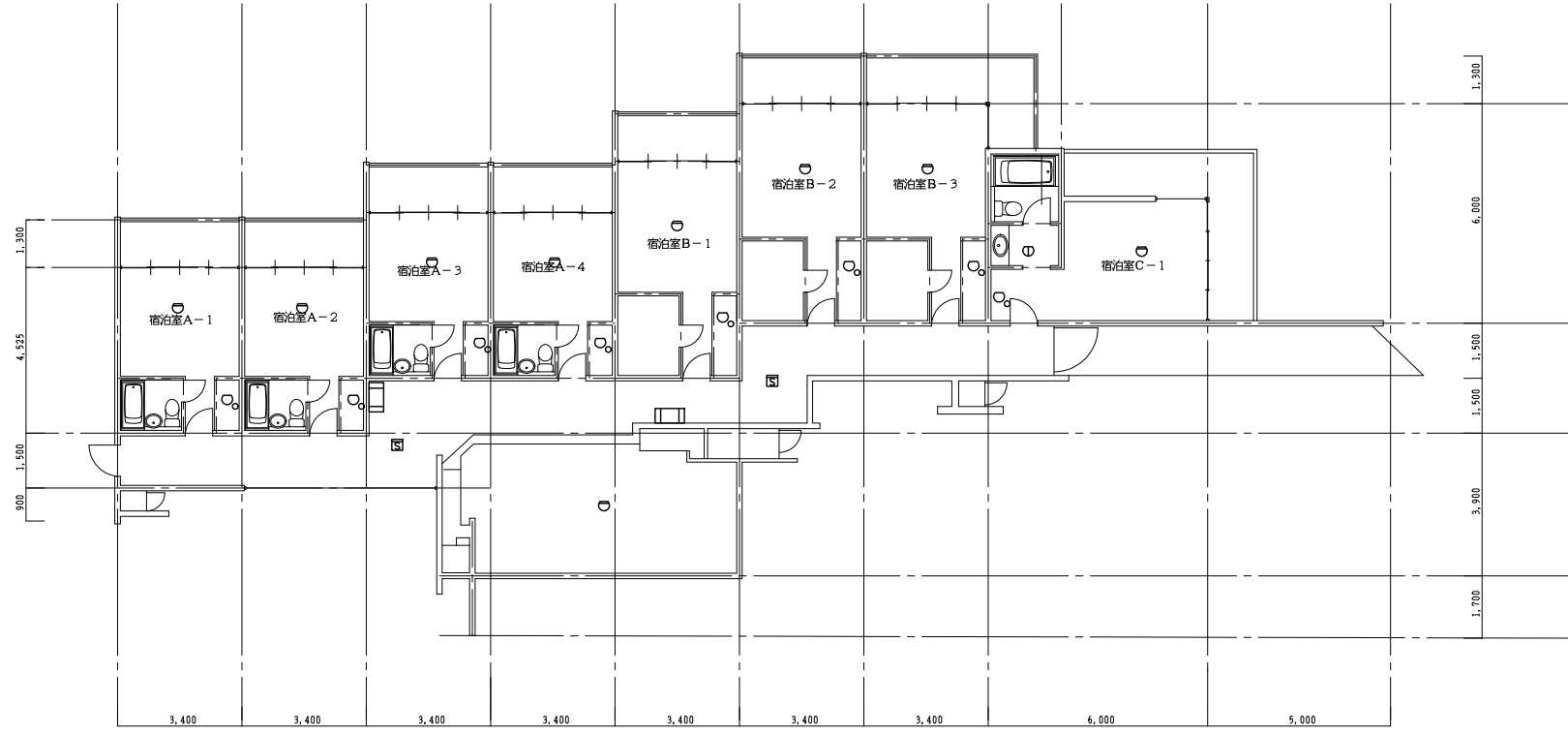
図記号	名称	仕様
□	組合機	①②内蔵
⊙	発信機	P型1線
○	表示灯	LED
⊖	スポット型感知器	差動式 2線 露出型
⊖	スポット型感知器	定温式 特種 露出型
⊖	スポット型感知器	定温式 1線 露出型水型
⊖	煙感感知器	光電式 2線 露出型

※発信機・表示灯・感知器を更新すること。  
組合機の図記号は適用とする。



備品リスト 1階

発信機	X 2
表示灯	X 2
熱感感知器：差動式2線 露出型	X 9
熱感感知器：定温式特種 露出型	X 8
熱感感知器：定温式1線 露出型水型	X 1
煙感感知器：光電式2線 露出型	X 2



講師棟 1/100

設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 自動火災報知設備等改修設計業務	独立行政法人国立青少年教育振興機構				工事名称 国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 自動火災報知設備改修工事	縮尺 A 1 : 1/100 A 3 : 1/200	図面番号 E - 15
	受託者 <b>株式会社 富山設備設計</b> tomiyama architect & engineer and associates inc. 一級建築士事務所 登録番号 香川県知事登録 第2515号	設計者 富山誠任 設備設計一級建築士 大臣登録 第5802号 一級建築士 大臣登録 第376197号	施設管理課長	施設管理課長補佐			

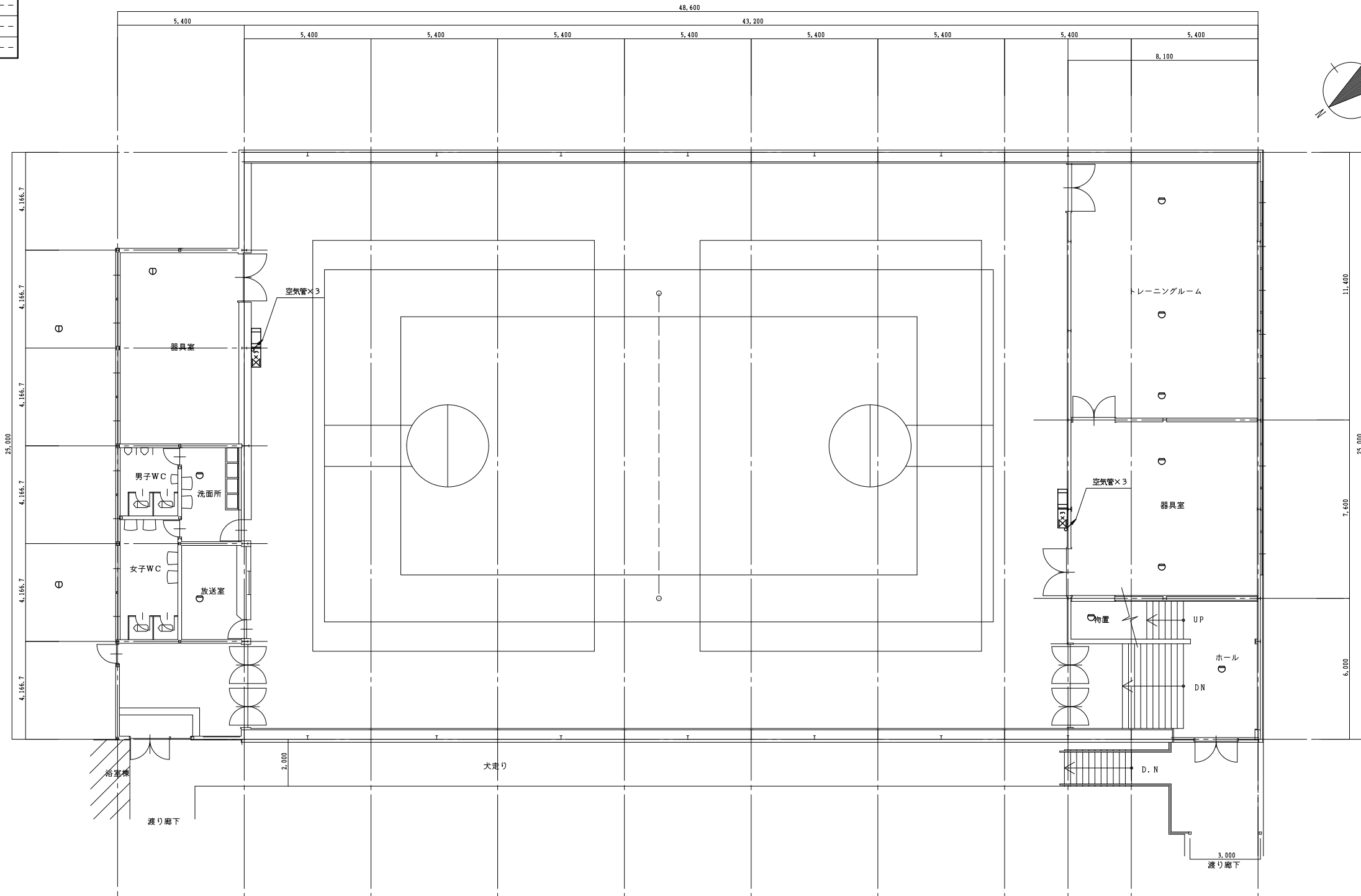
自火報設備凡例

図記号	名称	仕様
□	結合盤	① 内蔵
⊙	発信機	P型1種
○	表示灯	LED
⊖	スポット型感知器	差動式 2種 露出型
⊕	スポット型感知器	差動式 1種 防水型
—	空気を	
⊗	差動式分布型検出器	3ヶ所

\*発信機・表示灯・感知器・空気を、同検出器を更新すること。  
結合盤の取付は適用とする。

備品リスト 1階

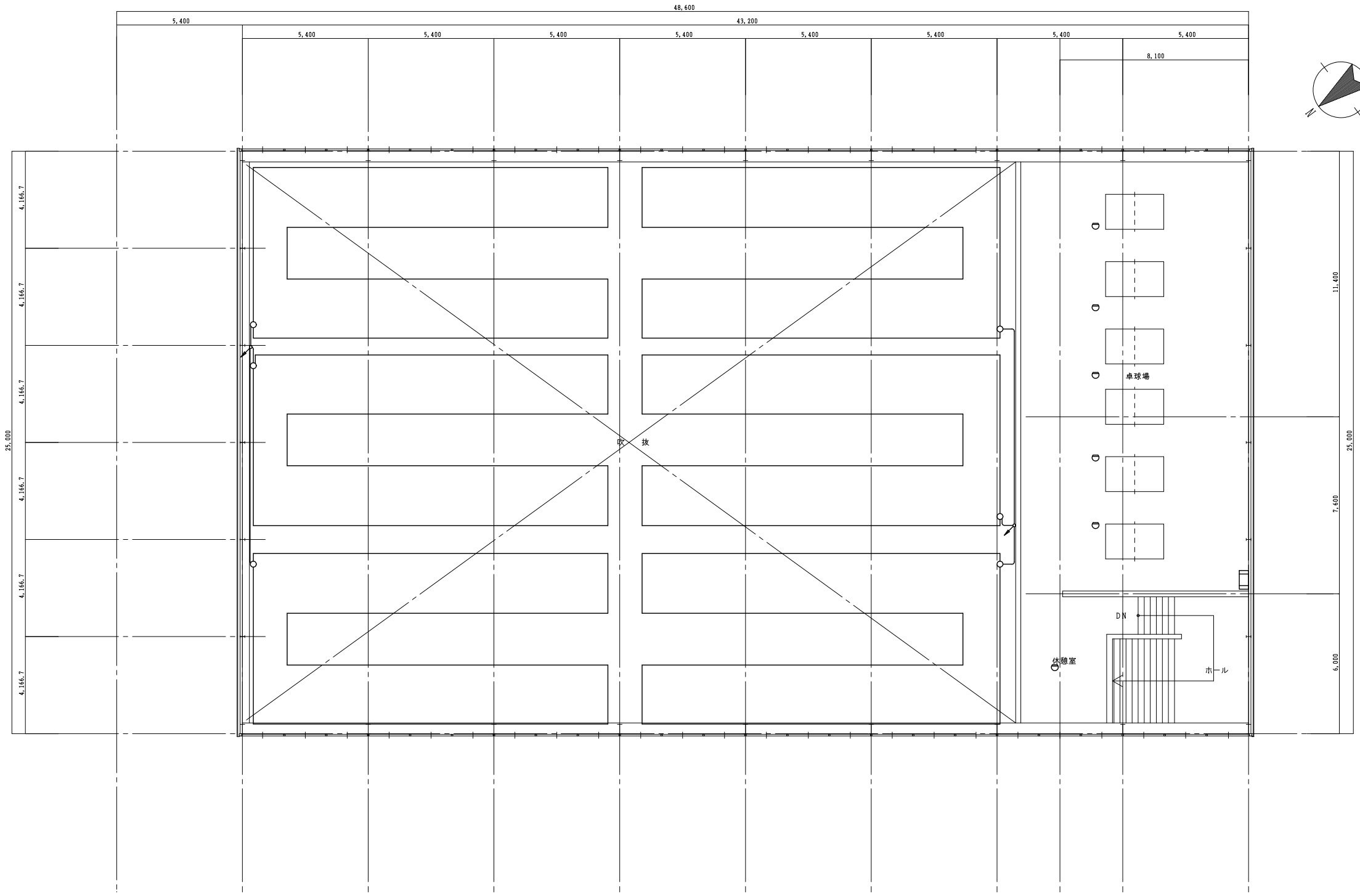
発信機	× 2
表示灯	× 2
感知器: 差動式 2種 露出型	× 9
感知器: 差動式 1種 防水型	× 3
差動式分布型検出器 (3ヶ所)	× 2



体育館 1階平面図 1/100 階高: 6630

設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 自動火災報知設備等改修設計業務	独立行政法人国立青少年教育振興機構				工事名称 国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 自動火災報知設備改修工事	縮尺 A 1 : 1/100 A 3 : 1/200	図面番号 E - 16
	受託者 <b>株式会社 富山設備設計</b> tomiyama architect & engineer and associates inc. 一級建築士事務所 登録番号 香川県知事登録 第2515号	設計者 富山誠任 設備設計一級建築士 大臣登録 第5802号 一級建築士 大臣登録 第376197号	施設管理課長	施設管理課長補佐			

器具品リスト 2階	
受信機	X 1
表示灯	X 1
熱感探知器:差動式2種 露出型	X 6
空知管	X 500m



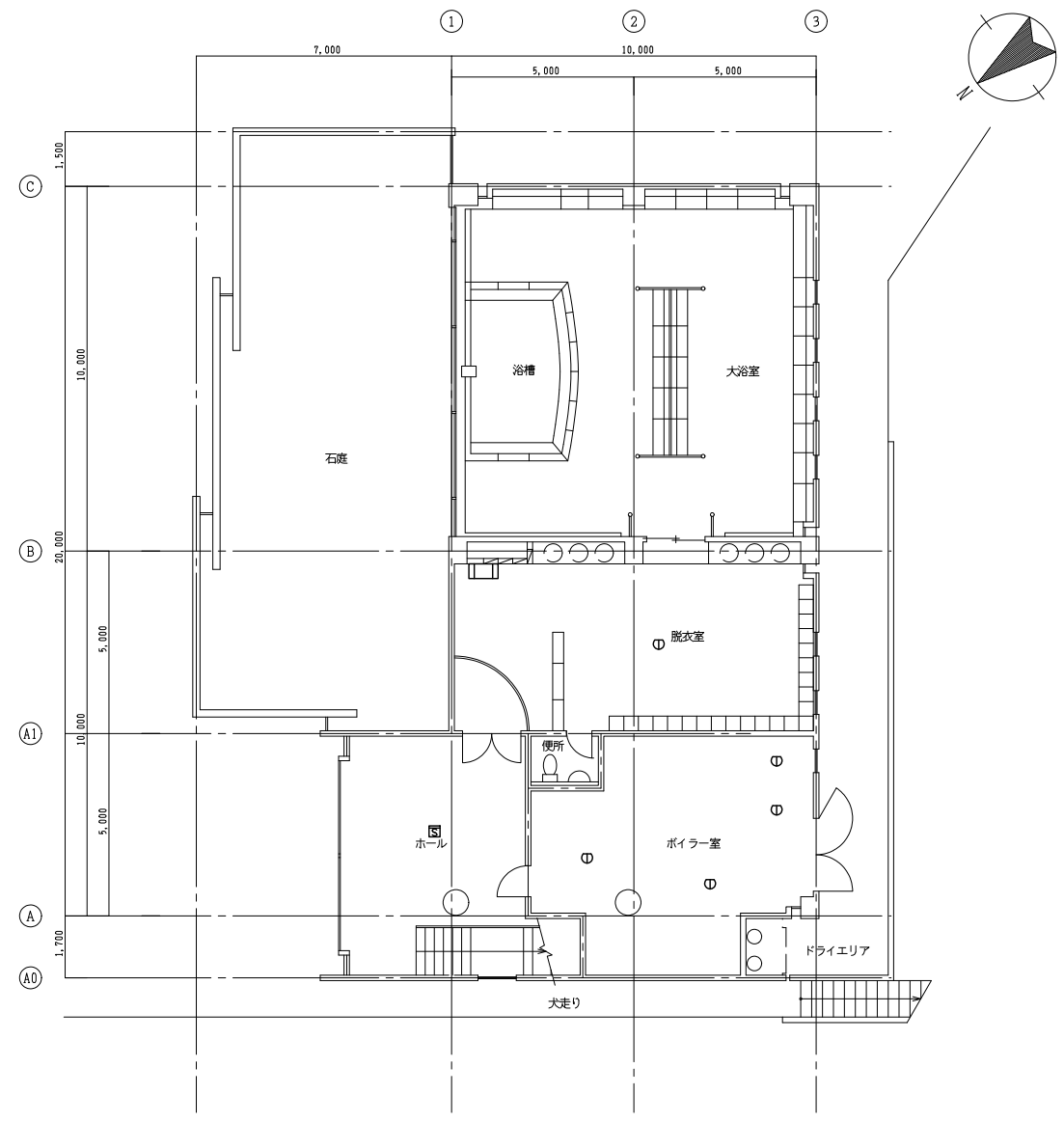
体育館 2階平面図 1/100

設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 自動火災報知設備等改修設計業務	独立行政法人国立青少年教育振興機構				工事名称 国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 自動火災報知設備改修工事	縮尺 A 1 : 1/100 A 3 : 1/200	図面番号 E - 17
	受託者 <b>株式会社 富山設備設計</b> tomiyama architect & engineer and associates inc. 一級建築士事務所 登録番号 香川県知事登録 第2515号	設計者 富山誠任 設備設計一級建築士 大臣登録 第5802号 一級建築士 大臣登録 第376197号	施設管理課長	施設管理課長補佐			

自火報設備凡例		
図記号	名称	仕様
□	給合盤	①内蔵
⊙	発信機	P型1号
○	表示灯	LBD
⊖	スポット型感知器	差動式 2種 電出型
⊕	スポット型感知器	定温式 1種 防水型
⊞	煙感感知器	光電式 2種 電出型

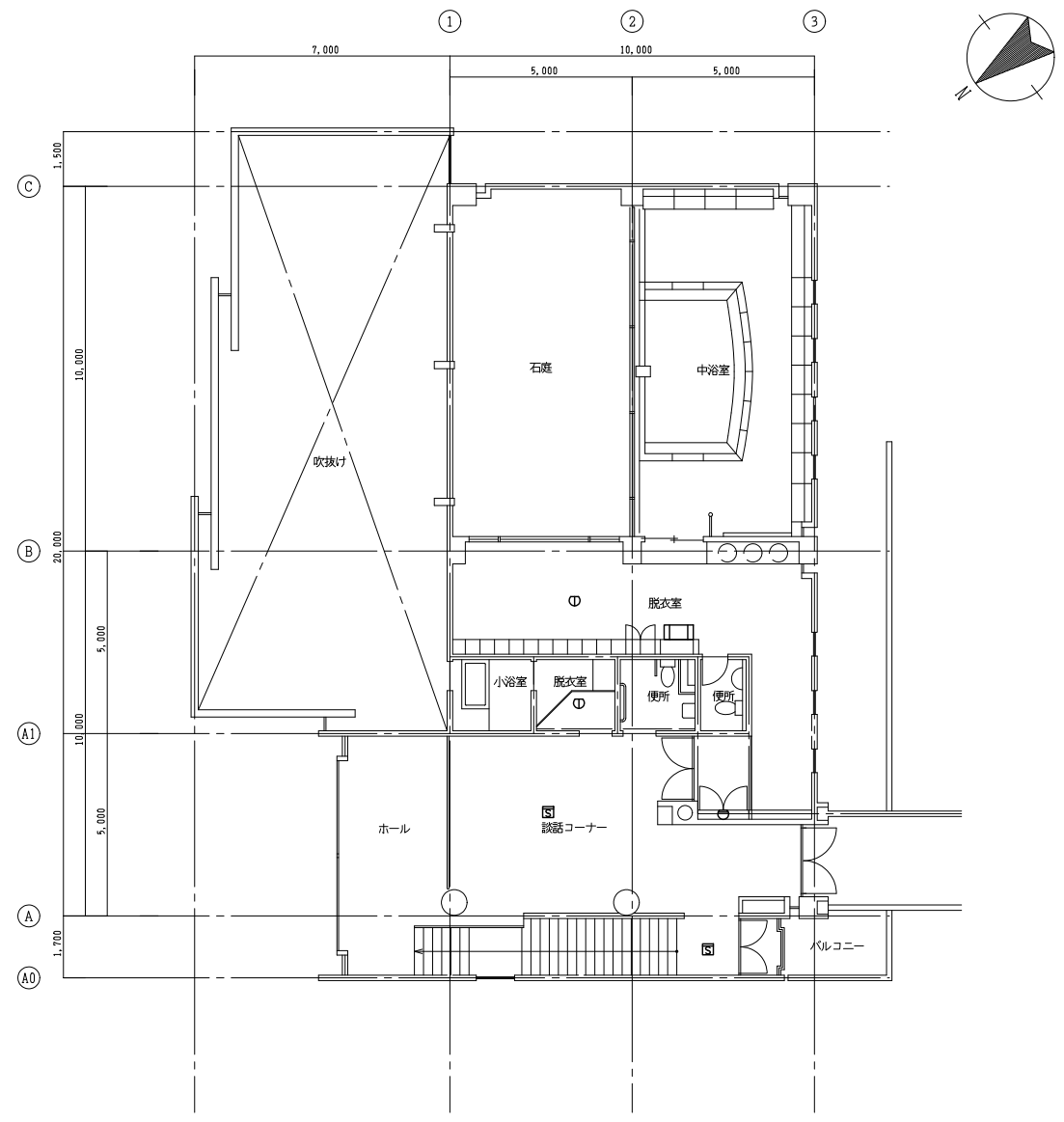
※発信機・表示灯・感知器を更新すること。  
給合盤の図材は採用とする。

備品リスト 1階	
発信機	x 1
表示灯	x 1
感知器: 定温式 1種 電出防水型	x 5
感知器: 光電式 2種 電出型	x 1



浴室棟 1階平面図 1/100

備品リスト 2階	
発信機	x 1
表示灯	x 1
感知器: 差動式 2種 電出型	x 1
感知器: 定温式 1種 電出防水型	x 2
感知器: 光電式 2種 電出型	x 2



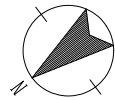
浴室棟 2階平面図 1/100

設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 自動火災報知設備等改修設計業務	独立行政法人国立青少年教育振興機構				工事名称 国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 自動火災報知設備改修工事	縮尺 A 1 : 1/100 A 3 : 1/200	図面番号 E - 18
	受託者 <b>株式会社 富山設備設計</b> tomiyama architect & engineer and associates inc. 一級建築士事務所 登録番号 香川県知事登録 第2515号	設計者 富山誠在 設備設計一級建築士 大臣登録 第5802号 一級建築士 大臣登録 第376197号	施設管理課長	施設管理課長補佐			
					図面名称 自動火災報知設備 浴室棟 1階・2階平面図	令和4年度	

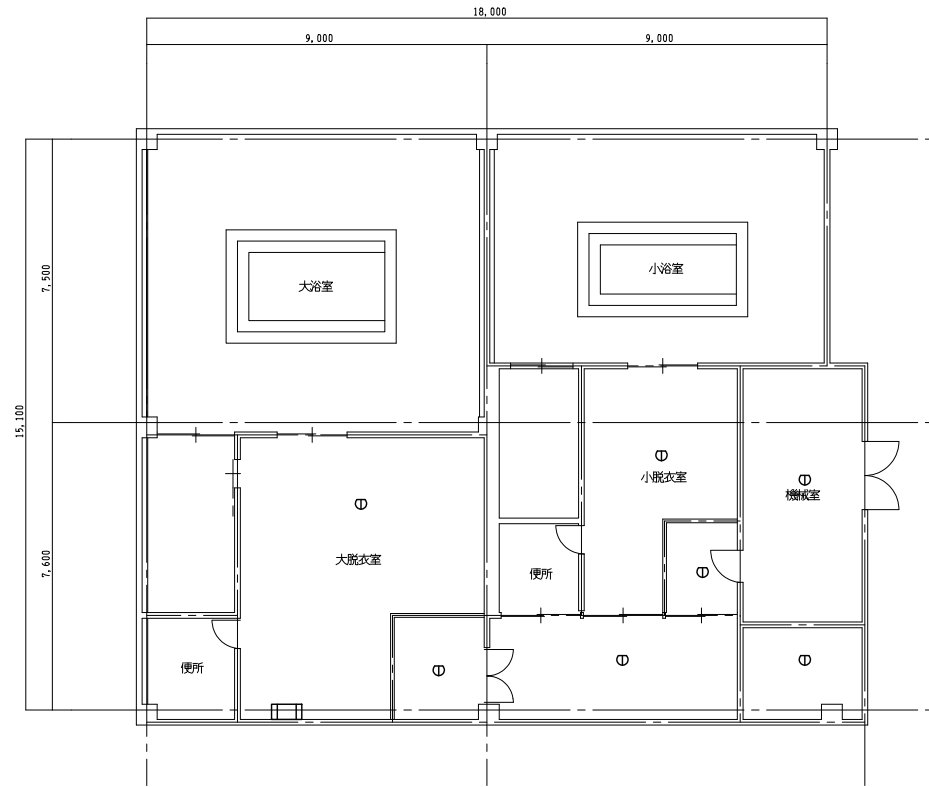
自火報設備凡例

図記号	名称	仕様
□	給合盤	①内蔵
⊙	発信機	P型1個
○	表示灯	LED
⊕	スポット型感知器	定温式 1層 防水型

※発信機・表示灯・感知器を更新すること。  
給合盤の図柄は汎用とする。



撤去品リスト 1層	
発信機	x 1
表示灯	x 1
熱感知器：定温式1層 電池式	x 7



旧浴室棟 1/100

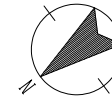
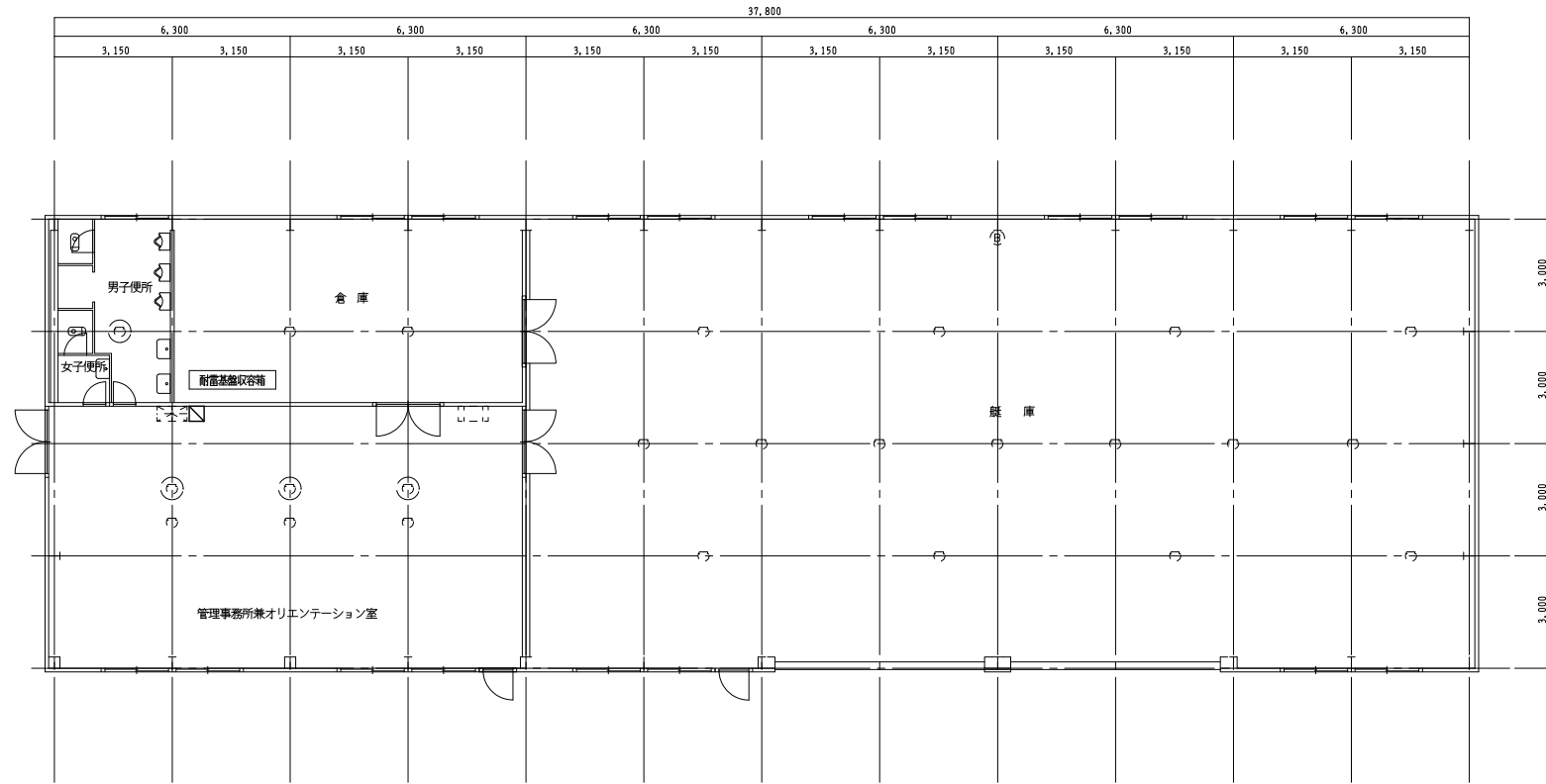
設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 自動火災報知設備等改修設計業務	独立行政法人国立青少年教育振興機構				工事名称 国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 自動火災報知設備改修工事	縮尺 A 1 : 1/100 A 3 : 1/200	図面番号 E - 19
	受託者 <b>株式会社 富山設備設計</b> tomiyama architect & engineer and associates inc. 一級建築士事務所 登録番号 香川県知事登録 第2515号	設計者 富山誠任 設備設計一級建築士 大臣登録 第5802号 一級建築士 大臣登録 第376197号	施設管理課長	施設管理課長補佐			
					図面名称 自動火災報知設備 旧浴室棟 平面図	令和4年度	



自火報設備凡例

図記号	名称	仕様
Ⓚ	受信機	P型2線3回線
□	給電盤	①②内蔵
Ⓜ	耐震基礎収容箱	
Ⓢ	発信機	P型2線
○	表示灯	LED
Ⓜ	スポット型感知器	差動式 2線 露出型
Ⓜ	スポット型感知器	差動式 2線 露出型 小径異径型

点線は取付位置を示す。



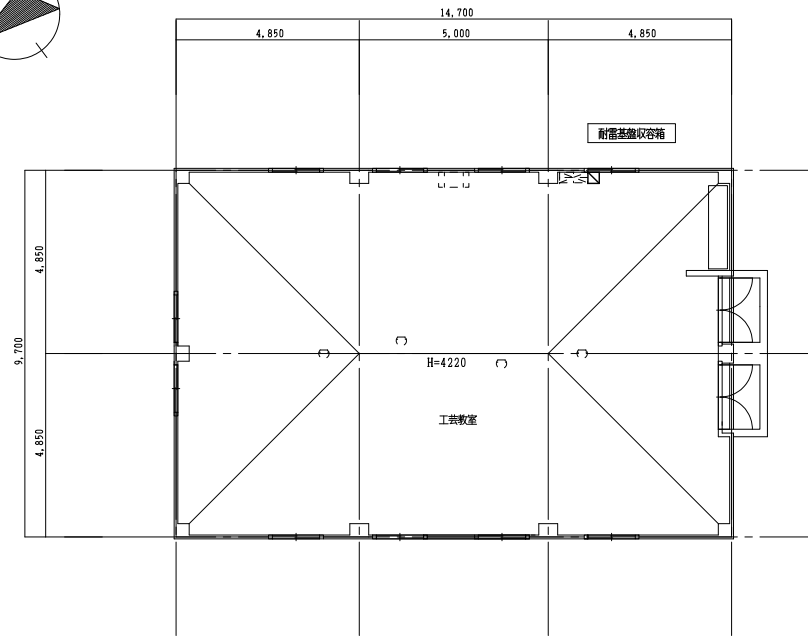
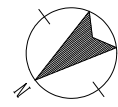
艇庫 1/100

設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 自動火災報知設備等改修設計業務	独立行政法人国立青少年教育振興機構				工事名称 国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 自動火災報知設備改修工事	縮尺 A 1 : 1/100 A 3 : 1/200	図面番号 E-20
	受託者 <b>株式会社 富山設備設計</b> tomiyama architect & engineer and associates inc. 一級建築士事務所 登録番号 香川県知事登録 第2515号	設計者 富山誠任 設備設計一級建築士 大臣登録 第5802号 一級建築士 大臣登録 第376197号	施設管理課長	施設管理課長補佐			

自火報設備凡例

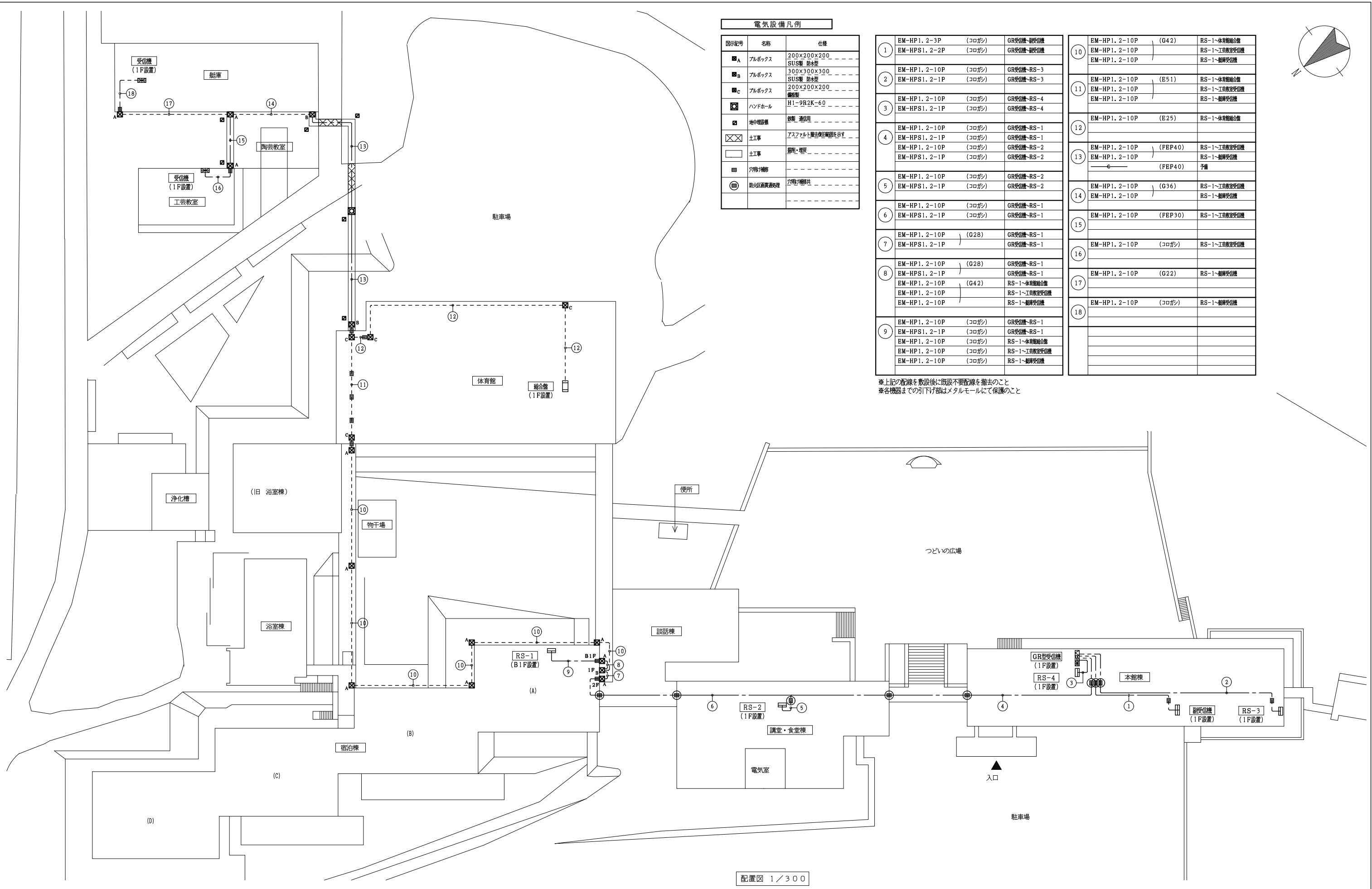
図示記号	名称	仕様
☐	受信機	P型2線1回線
□	給電盤	①②内蔵
☒	耐震基礎収容箱	
⊙	発信機	P型2線
○	表示灯	LED
⊖	スポット型放電管	差動式 2線 電出型

点線は取付位置を示す。



工芸教室 1/100

設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 自動火災報知設備等改修設計業務	独立行政法人国立青少年教育振興機構				工事名称 国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 自動火災報知設備改修工事	縮尺 A 1 : 1/100 A 3 : 1/200	図面番号 E - 2 1
	受託者 <b>株式会社 富山設備設計</b> tomiyama architect & engineer and associates inc. 一級建築士事務所 登録番号 香川県知事登録 第2515号	設計者 富山誠在 設備設計一級建築士 大臣登録 第5802号 一級建築士 大臣登録 第376197号	施設管理課長	施設管理課長補佐			
					図面名称 自動火災報知設備 工芸教室 平面図	令和4年度	



電気設備凡例		
図記号	名称	仕様
■A	プルボックス	200×200×200 SUS製 防水型
■B	プルボックス	300×300×300 SUS製 防水型
■C	プルボックス	200×200×200 樹脂製
□	ハンドホール	H1-9R2K-60
□	集中管理機	監視・通信用
⊗	土工事	アスファルト舗装(埋設)表示
□	土工事	掘削・埋戻
■	穴明け補修	
⊙	防火区画貫通処理	穴明け補修共

1	EM-HP1.2-3P (コロガシ)	GR受信機-副受信機
	EM-HPS1.2-2P (コロガシ)	GR受信機-副受信機
2	EM-HP1.2-10P (コロガシ)	GR受信機-RS-3
	EM-HPS1.2-1P (コロガシ)	GR受信機-RS-3
3	EM-HP1.2-10P (コロガシ)	GR受信機-RS-4
	EM-HPS1.2-1P (コロガシ)	GR受信機-RS-4
4	EM-HP1.2-10P (コロガシ)	GR受信機-RS-1
	EM-HPS1.2-1P (コロガシ)	GR受信機-RS-1
	EM-HP1.2-10P (コロガシ)	GR受信機-RS-2
	EM-HPS1.2-1P (コロガシ)	GR受信機-RS-2
5	EM-HP1.2-10P (コロガシ)	GR受信機-RS-2
	EM-HPS1.2-1P (コロガシ)	GR受信機-RS-2
6	EM-HP1.2-10P (コロガシ)	GR受信機-RS-1
	EM-HPS1.2-1P (コロガシ)	GR受信機-RS-1
7	EM-HP1.2-10P (G28)	GR受信機-RS-1
	EM-HPS1.2-1P	GR受信機-RS-1
8	EM-HP1.2-10P (G28)	GR受信機-RS-1
	EM-HPS1.2-1P	GR受信機-RS-1
	EM-HP1.2-10P (G42)	RS-1-体育館総合盤
	EM-HP1.2-10P	RS-1-工芸教室受信機
	EM-HP1.2-10P	RS-1-細研受信機
9	EM-HP1.2-10P (コロガシ)	GR受信機-RS-1
	EM-HPS1.2-1P (コロガシ)	GR受信機-RS-1
	EM-HP1.2-10P (コロガシ)	RS-1-体育館総合盤
	EM-HP1.2-10P (コロガシ)	RS-1-工芸教室受信機
	EM-HP1.2-10P (コロガシ)	RS-1-細研受信機

10	EM-HP1.2-10P (G42)	RS-1-体育館総合盤
	EM-HP1.2-10P	RS-1-工芸教室受信機
	EM-HP1.2-10P	RS-1-細研受信機
11	EM-HP1.2-10P (E51)	RS-1-体育館総合盤
	EM-HP1.2-10P	RS-1-工芸教室受信機
	EM-HP1.2-10P	RS-1-細研受信機
12	EM-HP1.2-10P (E25)	RS-1-体育館総合盤
13	EM-HP1.2-10P (FEP40)	RS-1-工芸教室受信機
	EM-HP1.2-10P	RS-1-細研受信機
	(FEP40)	予備
14	EM-HP1.2-10P (G36)	RS-1-工芸教室受信機
	EM-HP1.2-10P	RS-1-細研受信機
15	EM-HP1.2-10P (FEP30)	RS-1-工芸教室受信機
16	EM-HP1.2-10P (コロガシ)	RS-1-工芸教室受信機
17	EM-HP1.2-10P (G22)	RS-1-細研受信機
18	EM-HP1.2-10P (コロガシ)	RS-1-細研受信機

※上記の配線を敷設後に既設不要配線を撤去のこと  
 ※各機器までの引下げ部はメタルモールにて保護のこと

配置図 1/300